

氏と平氏参照)

清盛の横暴

五 清盛の横暴は範を藤原氏に取り、之に武力を加へたれば其の朝野を壓したる力は益甚し。其の己を誹議をするものあるを慮り、赤衣白面の童子三百人をして日夜巡邏せしめて、之を糾弾し嚴罰に處す。其の重盛の薨するに及びては横暴益々甚しく遂に後白河法皇を押しこめ奉る如き不法の行爲をなすに至る。臣として君を幽す。我が國體の容れざる所、其の滅亡の期迫れるは又以て知るべきである。

以仁王

六 源頼政は頼光の玄孫である。義朝等と協はずして、平氏と提携して居つたが、遂に清盛の横暴の目に加はるを見て黙視するに忍びず、法皇の御子以仁王を奉じて兵を擧ぐるに至つた。

後白河 (七七) 二條 (七八) 六條 (七九)

以仁王

(八〇) (八一) 高倉 安徳

(八二) 後鳥羽

源頼政の事蹟と其の擧兵の因

七 源頼政が如何なる人物であつたかといふことを知らしむる材料として次の話をせばよからう。

二條天皇御惱あらせられし時、一帶の黒雲、東三條の森より來り、紫宸殿の上に引覆ひて、中に鶴の啼く聲がする。其度びごとに必ずおびえ給ふたゆゑしきことなりとて、いろ／＼御僉議の末、天下第一の上手に射さるることになり頼政に命せられた。頼政命を受けて、弓矢を執りて待つに、子の刻も過ぎ、丑の刻になつて、例の如く黒雲覆ひ來りて、主上は振り出させ給ふ。頼政弓に矢を番へて、黒雲の中央を目がけて、矢を放てば、手答へありて、ころ／＼と屋根の上より落ち來る。火を點して見れば、頭は猿、背は虎、尾は狐、足は狸鳴く聲は蟻なる一種の怪物である。これが爲天皇

の御惱も忽ち癒えた。叡聞に達して、獅子王といふ劍に御衣一重賜はつたといふことである。

却説、頼政が平家に嫌からざるの原因としては、頼政の子仲綱と宗盛との間に馬のことより確執を生じ、遂に兵を起すに至つたといふことであるが、これを重く説けば一つの私憤を洩らす爲の軍となる。かゝることもあつたであらうが、其の眞個の原因たるべきものは、清盛の横暴である。清盛四十人の朝官を罷め、終に法皇をも幽し奉るに至つて、老いたりど雖源氏の血は未だ枯れず。平家を倒して叡慮を安んじ奉らうとしたのである。然るに事早くも平氏に知れ、宇治川の戦に頼政は敗れて平等院に「埋木の花さくこともなかりしに實のなる果ぞかなしかりける」の一首を残して無念の死を遂げた。併し乍ら、以仁王の令旨は久しく雌伏したりし源氏の頭上に一大光明を與へて、其の決心の臍を固めしむることゝなつたのである。

八

平氏勃興の原因は、忠盛が種を蒔きしこと其の一、清盛が不世出の豪傑なりしこと其の二、重盛が平氏の柱石となりて又よく皇室の藩屏となりしこと其の三、藤原氏に人物なかりしこと其の四、源氏に將帥の器なかりしこと其の五、此等が其の主因であらうと思ふ。而して更に皇室と姻縁を結び、外戚の權を得るに至りて益々其の隆を見るに至つたのであらう。

而して其の衰亡の原因は重盛父に先ちて薨じ平家の柱石を失ひしこと、第一清盛の不臣の行爲、爲に人臣平氏を去りしこと第二、榮華驕奢に耽り、武士として質實剛健の氣風を失ひ淫齒、白粉に身をやつし、詩歌管絃の遊に耽りしこと第三、其の政治は全く藤原氏の仕方を踏襲するのみにて何等武士としての施設をなさざりしこと第四、以仁王の令旨が源氏一類の憤起を促したること第五、又頼朝を助け、而も之を源氏根據の關東方面にうつしたることは第六の原因として數へてよからう。

教授要項

- 一 源氏の舉兵
頼朝、義仲、義経、舉兵前の事歴
- 二 平氏の都落
平氏の敗軍、清盛の病死、義仲の都入、平氏の都落
- 三 源義仲の反
義仲の専横、宇治川の先陣、義仲の敗死
- 四 平氏の滅亡
一の谷の戦、鶴越のこと、敦盛と熊谷の事蹟、屋島の戦、壇浦の戦、安徳天皇の御入水、平氏の滅亡
- 五 頼朝の天下平定
頼朝義経の不和、義経の死、頼朝の奥州征伐
- 六 鎌倉幕府の創立
幕府の組織、主義方針、征夷大將軍、武家政治

教材及其の取扱

| 参考すべき年月 | 教材及其の取扱 |
|---------|---------------------------------|
| 一八四〇年 | 治承四年二月十二日 高倉天皇讓位。 |
| 同 | 四月二十二日 安徳天皇即位(三歳) |
| 同 | 五月 頼政兵を擧ぐ。 |
| 同 | 六月 福原遷都。 |
| 同 | 八月十七日 頼朝兵を擧ぐ。 |
| 同 | 九月七日 義仲兵を擧ぐ。 |
| 同 | 十月二十日 富士川の戦(翌二十一日義経頼朝の黄瀬川の陣に會す) |
| 一八四一年 | 養和元年正月 高倉上皇崩御。 |
| 同 | 閏二月四日 清盛薨す。 |
| 一八四二年 | 壽永元年 義仲北陸を征服す。 |
| 一八四三年 | 壽永二年五月十一日 砥並山の戦。 |
| 同 | 七月 義仲京都に入る、平家都落。 |
| 同 | 十二月 義仲亂を作し法皇を幽す。 |

- 一八四四年 同 三年正月八日 義仲征夷大將軍となる。
- 同 正月廿日 宇治川の戦、義仲敗死。
- 同 二月七日 一の谷の戦、安徳天皇屋島に遷幸。
- 一八四五年 同 四年二月十九日 屋島の戦。
- 同 三月二十四日 壇浦の戦、天皇御入水(以後後鳥羽天皇の御治世)
- 文治元年四月廿七日 神器京に入る。
- 同 五月七日 義経鎌倉に入るを許されず腰越に止まり書を大江廣元に寄す。
- 同 十月十三日 義経、頼朝追討の院宣を乞ふ。
- 同 十月十七日 土佐坊昌俊義経の堀川の邸を襲ふ。
- 同 十一月 義経出奔す。
- 一八四六年 文治二年 義経秀衡に投ず。
- 一八四七年 文治三年 秀衡卒す。
- 一八四八年 文治四年 衣川戦義経秀衡に殺さる。
- 一八四九年 文治五年閏四月

頼朝の人物

一八五〇年 同 九月三日 泰衡部下の爲に殺され皆頼朝に降る。
 一八五一年 建久元年十一月 頼朝上洛、六十六國總追捕使となる。
 一八五二年 建久二年 後白河法皇崩御壽六十六。
 同 七月十二日 頼朝征夷大將軍となり、幕府を開く。

二 頼朝が伊豆に流されし時は歳十四であつた。其の石橋山に始めて兵を擧げし時が年三十四、此の間二十年を経て居る。此の間に平氏の監視役であつた北條時政と結托し、其の女政子を娶りて妻とし、以仁王の令旨下るに及びて斷然意を決して兵を擧げた。此の戦頼朝衆寡敵せずして破れたりとはいへ、關東は源氏累代恩顧を蒙る諸將士の居る所である。忽ち勢力を挽回して風聲鶴唳富士川の一戦に憶病なる平家の膽を寒からしむるに至つた。

頼朝の將帥の器あることは、次の事蹟でも分る。頼朝石橋山の戦に敗れて、眞名鶴崎を發し海路安房に至り、ゆく／＼兵を集む。三百騎ばかりになつた。千葉常胤の三百騎も加はつた。進んで隅田川に至りしに關東第一の豪族上總廣常二萬騎を率ゐて來り會した。頼朝其の至ることの晩きを怒つ

て之を召見せず。土肥實平をして言はしめて曰く、汝何ぞ怠慢なる。當に後軍に在りて指揮を待つべしと、廣常初め思ふに、頼朝もし凡庸の材ならば事を擧ぐるも必ず敗れん。我れ其の首を斬つて平氏に獻ぜんと、又思ふ。我れ二萬の大軍を以て至らば頼朝必ず驚喜して迎へんと。然るに全く當がはづれて叱りつけられた。之より大に敬服して仕へたといふことである。

三 義經は義朝の第九子である。母常磐に連れられ大和龍門の里に逃れしより鞍馬山に預けられ、五條橋に辨慶と戦ひ、鏡の宿にて元服するなど我國人の傳説として人に膾炙する人である。陸奥より、二十騎許りを従へて、頼朝が富士川の合戦に勝ちたる翌日黄瀬川の陣に來會した。頼朝が祖先義家を義光が訪ひしことなど思ひ出して、父に遇ひたる心地すとして喜んだのはこの時であつた。範頼も來り、全成、義圓も到り、源氏は諸弟相會して白旗將に全日本を覆はんとする時機は到つたのである。

四 義仲の略傳は教師用書に委しければ改めて説かず、義仲の人の爲りを想像せしむる爲には砥波山の戦は敷衍するがよからう。

義仲

壽永二年五月平軍篠原に至り、分ちて二軍となし、維盛衆七萬を以て砥波山に向ひ、忠度、三萬を以て志雄山に向ふ。義仲、五萬の兵を以て自ら維盛に當り、行家をして忠度に當らしむ。維盛、險を恃みて備へず。義仲夜に乗じて之を襲ひ、牛四五百を得、炬を其の角に縛し、策ちて之を縱つ、敵軍大に亂れ、崖谷に投じて死するもの一萬八千人、知度、爲盛等も亦之に死し、維盛僅かに身を以て免かる(参考日本大歴史)

清盛の薨去

五 清盛は六十四歳を一期として世を去つた。史に傳ふ其の病むや身熱すること火の如く、日夜叫喚の聲を絶たず。當時醫師何の病なるかを知らず、藥を投せんやうもなく、一門子孫之を擁すれども介抱の仕方も無し。川柳は之を嗤うて「清盛の醫者ははだかで脈をとり」など洒落れて居る。其の頼朝の首を見ずして死するが残念なりといひ残して薨じたといふことである。清盛の生涯を今日の言葉を以て評すれば全く利己主義の表現である。我儘の仕次第、贅澤の仕次第を盡して眼中人なく、天地萬物悉く我が爲に作られたるが如く思つて居つたのである。たしかに一代の雄才であつたには相違ないが其の不

臣の行爲を敢てしたる罪は國民として容赦することは出来ない。

六 重盛の薨去によりて一大打撃を蒙りし平氏は、今や首腦清盛の永眠に遇ひて之を統率すべき將帥を失つた。宗盛は不肖の凡輩である。平家の一族を率ゐる源氏に對抗すべき柄ではない。況んや二十餘年の榮華は彼等をして藤氏一門と何等選ぶ所なき粉裝涅齒の弱者とならしめ、關東武士の名をきつてさへ戰慄する許の腰拔武士となつてしまつた。木曾の嵐一度吹きて、赤旗翻へるに由なく都落の光景、あはれども又あはれである。

七 源氏の骨肉相争ふは淺間しいことである。頼朝と義仲とは従兄弟の間柄である。兵を起したる頃より既に反目して居る。然し愈義仲討伐の軍を出したるは、後白河法皇の勅慮を奉じたのである。後白河法皇の院宣を頼朝に下し給へるは、義仲の専横不臣の振舞に由るのである。義仲は木曾に育ちたる荒くれ武士である。破壊の驍將であつて建設の名將ではない。禮儀作法など心

得て居て公卿等と話があふ柄ではない。一朝貴と會食した際、味噌汁を飯にぶつかけ指を以てこれをかきませ數椀を食したとふ風の男である。清盛が秦の始皇帝ならば、頼朝を漢高祖とし、義仲は楚項羽である。士卒の訓練又足らず、其の京都に入るに及びでは、暴飲剽掠、市人却りて平氏の古を慕ふに至つた。義仲、以仁王の功を憶ひ其の御子北陸宮を位に即け奉らうとしたが其の用ひられざるに當つて、益々放縱自恣、己に反對せる文武官四十餘人の官爵を削り、遂には法皇の御所を襲ひ之を焼くに至る。狂氣もこゝに至つては論ずる迄もない。都に入りてより僅かに半歳 範頼、義經の爲に勢田宇治に敗れ、粟津の原の露長へに怨を宿すに至る。蓋し不臣の行爲の報 天の之を誅するもの又奈何とも致し難いことである。

宇治川の先陣の話、人口に膾炙する。平家物語、源平盛衰記、共に高綱の武勇を稱す。然れども史實が書の如くならば高綱の行爲は己の功名の爲に源太景季をたばかりたる話であつて、目的の爲めには手段を選ばずといふ論法で、稱揚すべき行ではなからうと思ふ。

八 平氏の都落は壽永二年、紀元一千八百四十三年の事である。當時都では、後白河法皇院政の時代であつて、天皇なかるべからずとて、其の八月に後鳥羽天皇(僅に五歳)が踐祚し給うた。當時安徳天皇は平氏に擁せられ給うて西に在りましたから、事實に於て同時に二天皇在します風であつた。併し、皇位は唯一不可分、同時に二天皇の在らせ給ふことは我國の國體に悖ることであるから現教科書には安徳天皇御入水迄は後鳥羽天皇の在位を認めない。御入水遊されたのが壽永四年三月廿四日であるから其れ以後が後鳥羽天皇の御治世になる譯である。併し又之を討伐した頼朝をはじめ範頼、義経は、事實安徳天皇の擁され給ふ平氏を討つたのであるが、之は朝敵と見なすべきものではない。平氏は後白河法皇に對して臣たる道を盡さず、非常なる不臣の行爲を敢てした。而して天皇は不臣に擁され給ふ。故に之をとりかへし忠節を盡さんとしたのであるから、頼朝義経等の行爲は、安徳天皇に對し奉つても、

亦後白河法皇に對し奉つても決して道理に背いて居らぬ。素より私怨上の争もあるとはいへ名分に悖つてはゐないことは明かにしておかねばならぬ。

九 義経は兒童の崇拜的となるには頗る適したる性格を有して居る。殊に其の最も快哉を叫ばしむるものは鶴越の逆落してある。讀本にも出て居る所であるから、問答して行くべきである。

熊谷と敦盛の事蹟はあはれなる物語である。平家、盛衰記、共に熊谷が出家した因は敦盛を殺したことに因るとしてあるが、大日本史に由ると熊谷出家の原因は土地の争から起つたことで一の谷の戦より九年後である。史家によりて唱へられて居ることであるから深入はしない方がよからう。たゞ挿書について敦盛の敵に後を見せぬ殊勝な振舞、熊谷の涙ある武士の情趣を語るに共に、當時は今日の戦争の如く一齊的にすると云ふのではなく、大將と大將との一騎討があり、敵も味方も之を見て居るといふ時代の風俗を味はしむれ

教案中心歴史教授の實際案
ば足りる。

一〇 一谷の戦から屋島の戦までは凡そ一年間の歲月がある。此の間頼朝は鎌倉に公文所を置き、大江廣元を別當とし、問注所を置きて三善康信を執事とし、早や既に幕府を作つて、諸國に號令し、範頼義經の後方勤務をなして居た。範頼は山陽道より平氏の正面攻撃に向ひ、漸次九州に至りて四國を孤立せしめたのである。此の間に義經は法皇の命を受けて京都を治めたのであるが、漸く壽永四年二月に至つて屋島の攻撃を許された。逆櫓の争は有名な話談だ。日は二月十六日

關東の兵は陸戦こそ長じたれ、海戦は甚だ不馴である。義經敵の虚を衝かんとして風濤を冒して進まんとす。軍監梶原平三景時、逆櫓を用ひんことを陳ぶ。義經聲を勵まして曰く、進まんと欲しても退かんとするが兵の常なり。初めより逃ぐる用意をする愚をまなばんやと、景時曰はく、進むを見て進み、退くを見て退くが名将の業なり。進むを知りて退くを知らざるものは猪武者にして名将の器にあらずと、義經怒つて斬らんとす。諸臣諫めて止む。義經進んで死せんと思ふものは我に

從へど、畠山重忠、熊谷直實、佐々木高綱等勇んで從はんことを乞ふ。舟夫を勵して舟を出し三日路の行程を三時間にし阿波の勝浦に着く。

景時の言は理は將に然り。然れども義經は機を見る名将である。猪武者ではない。こゝ着眼すべき所であらう。宜べなり忽ちにして屋島を抜くこと、凡將の及ぶ所でない。

屋島の戦につきては那須與一扇の的のこと及び義經の弓流しなどの逸話がある。扇の的は讀本にも見えたれば兒童にも聞かすがよいが弓流しの逸事は義經は源氏の主將なるに拘はらず餘りに小節に拘りたることにて水戸光圀などは批難せり。話さずともよき材料と思ふ。

一一 平家の大将悉く愚物なるに非ず。知盛の智勇と能登守教經の驍勇とは活目すべき人物である。知盛は一時義仲が東より範頼義經に攻められしとき和議を申し込めるに對し、跳ねつけたる勇者である。最後の戦よく舟中を清

めて美はしき末期を遂げしめたるは知盛の確乎たる所である。教経が義經を迫ひまはしたるは有名の話、最後に源氏の二勇士を腋下に挟みて海底に入りし豪者である。宗盛の末期の見苦しきはあまりに情ない心地がする。

安徳天皇の御入水に至つては申すも恐れ多し。其の都に還らせ給ふ由なく、遂に海底の都に入らせ給ふ。

頼朝義經の不和

二 教科書に「義經の平氏を亡ぼすや專斷の行多く」と記して其の罪を明記してある。多少其の事情を語らざれば、兒童は全く義經を智勇の神の權化と思へるに對し頼朝を非常に、惡むこととなる。今諸書に依つて、其の不和の原因を調べて見ると大凡著しきものは左の點であらう。

- 一 昔瀬川會陣の時、頼朝既に義經の材幹を忌み恐れしこと。
- 二 鎌倉武士の官途推擧はすべて頼朝の手を経て、京都に申し出さること、なり居りしに義經は之を待たずして左衛門少尉に任せられ檢非違使に補せられしこと。
- 三 義經の平氏を滅して凱旋するや、其の勢望天下を壓したること。

四 義經が頼朝唯一の寵臣梶原と意見協はず。爲に景時が之を護したること。

五 頼朝は平氏を亡ぼすは其の熱望する所であつたが至尊に對し奉つては非常に危懼し、至尊をはじめ二位殿女房たちなどを無事に迎へとりたき意見であつたから、頼朝はこの意を體して急攻めにしなかつたに拘らず、義經は短兵急に攻め掛けて、遂に至尊を失ふに至つたこと（吾妻鏡に頼朝の訓令あり）

六 壽永二年、頼朝は義經の爲に河越重頼の女を嫁せしめたのに拘はらず。義經は敵方の平時忠の女を娶り、一旦其の手に收めた。平家の重要書類を時忠に還したること。

かくの如く列擧して考へれば、頼朝、義經の不和は早晩起るべき現象であつて、義經に罪あることも明白である。況んや其の私怨を以て頼朝追討の院宣を強請するが如きは罪も亦大なるものであらう。しかし鎌倉に入らんとするに當り入るを許さず、腰越から追ひかへせと云ふ段に至つては同情の涙禁じ難きは人情である。判官びいきのあるも無理もないことだ。（國史の研究、大日本歴史集成、鎌倉武士、日本歴史の裏面参照）

二三 守護地頭を置く爲に頼朝が法皇に奏請した言葉は、平氏の殘黨と義經の

頼朝の天下
平定と其の
批判

一類とを調べんが爲である。而して其の部下の將士を天下諸國に配付し、己れ之を總轄し、諸國の國司及び莊園の領主が其の實權を守護、地頭にとらるるに及びて、自然頼朝は日本の實權を獲得したることになつた。此を以て史家は頼朝は天下を盗むと論ずるのである。併し乍ら北畠親房の神皇正統記にも論じてある通り。頼朝と云ふ人、泰時といふ人がなかつたならば、當時の天下は到底治まらなないのである。當時平安時代より馴致し來れる官兵の無能力は云ふまでもなく、戦亂の後には武士の手を待たざれば到底治むることが出來ない。頼朝が國を平定すると同時に、其のベストを皇室に對して盡したならば其れこそ鎌足や正成に劣らない、大忠臣であるが、國を治むることに意を注ぎ、自家を先きにして、皇室に其のベストを盡さなかつたことは批難の餘地あるは免れ難いことである。併し乍ら、當時亂倫の風潮は今日の如く名分明かならず、藤氏、平氏、擅權の後を承継ぎたる頼朝であるから、今日

の道徳論を以て其の功業のあるを漂滅し去ることは謹まねばならない。

一四 頼朝が鎌倉に據りたる理は兒童に推究せしむべき好箇の材料である。其の理由と認めらるゝものは、關東地方は源氏と深き關係を有すること及び、三方山を繞らし、前に海を控へて要害の土地であるからである。

鎌倉幕府の職制として左のこと又は教へておいてよい。

政所(政治一切)長官 || 別當

問註所(訴訟裁判)長官 || 執事

侍所(武士の監督、軍事總轄)長官 || 別當

執權はもと理非決斷職といひ、朝廷の攝關大臣に當る頼朝より後に置かれし職である。和田義盛亡後政所、侍所の兩別當と共にこの三職は北條氏が兼ぬることになつた。而して執權と稱して居た。

一五 武士道は我が國開關以來、君臣の間に行はれし國道が其の時勢の變遷に

つれて、主家と家臣との間に推移せしものであるが、頼朝が鎌倉武士の氣質を奨励するに當りて益々發達したものである。其の内容としては、節義、禮讓、廉耻、武勇、質素、優美等の羊徳を含んで居るものである。其の遊戯として奨励したものは、流鏑馬、犬追物等の技である。これ頼朝が平氏が懦弱にして亡びたるに鑑みたる見識であつて、歡樂の間にも武道の心得を怠らなかつたのである。當時の諺に、關東八州を以て日本全國に對し、鎌倉を以て關東八州に敵すと稱したのである。

一六 征夷大將軍とは讀んで字の如く、夷を征する大將軍である。從來、坂上田村麻呂等が任命を受けたのである。蓋し一時、戰亂に際しての役目である。宛も新領土に對して、臺灣總督とか、朝鮮總督とかを置いた如きものである。國內平定すれば當然廢止さるべき性質のものである。而もこの方針は長く馴致して六百餘年に及んだのである。戰亂時に於ける軍政政治が長く續いたも

のであつて我が國體の上から眺めて甚だ變體といはねばならぬ。

第十九 承久の亂

本課に於ては幕府の實權の北條氏に移りし次第を明かにすると共に、後鳥羽上皇が政權の恢復を企て給ひし事情及び其の失敗に終り給ひし所以を了解せしむるを要す。頼朝は北條氏に信賴する所深くして、却て己が羽翼を失ひ、以て源氏の滅亡を招きたり。されども武家政治には之が爲に何等の影響を及すこと無く、北條氏は唯名義のみなる幼主を擁して、己實權を握り、承久の亂を経るに及びて幕府の勢は却つて愈々強盛を致せり。是蓋し幕府が頼朝以來の方針により、名を捨て、實を取るの主義に従ひ、實力を以て巧みに下を制馭せしに由るなり。然れども北條義時が天皇を廢し、三上皇を遠島に遷し奉るに至りしは、悖逆の極にして罪死を容れずと謂ふべし。教師はよく順逆の道理を説き、兒童

をして大義名分に明かならしめんことを要す。(教師用)

教授要項

- 一 幕府の實權の北條氏に移りしこと。
北條氏の略歴、時政義時の人物、源氏滅亡の因、源氏滅亡の經過。實權を北條氏が握りしこと。
- 二 承久の亂の原因、戰況、結果。
義時論、泰時論、成敗の批判。

三 鎌倉幕府の繼續

六波羅探題

教材と其の取扱

- 一 北條氏の略歴に關しては教師用書に大體出でたり。今再びする要はない。平氏は平氏の亂後二十餘年にして亡び、源氏亦、頼朝が征夷大將軍に任せられしより實朝の薨去まで二十八年、兩々相對比して共に果なき榮華と云はねばならぬ。抑も源氏がかくまでに早く滅亡したるは、頼朝の猜疑骨肉を相殺

源氏滅亡の
因と人物の
短評

きたること。北條氏を過信したるに由ること、並に時政、義時、の奸智に長けたる人物なること及び尼將軍政子の不思議なる里最眞心に由來することであらうと思ふ。

其の義經を殺したることは前課に於て兒童の知る所であるからこの際問答するがよい。其の範頼を殺したことは曾我仇討のありし際、頼朝が殺されたりとの風説をきき、政子が悲しんだのを範頼が、「私があるから安心せよ」といひて慰めたる言、却つて、頼朝の猜疑心を生じたることを説ききかすがよい。時政は平家の監視役でありながら其の女政子の頼朝と通するを黙過したる程腹の知れざる人物である。常に頼朝の帷幄に參して大小となく機務に與る。義時は又父に數倍したる奸智に長けたる人物である。尼將軍政子に至りては薩張り分らぬ行爲である。ひたすら先夫の業を失はざらんことに汲々としたものか、大姦忠に似たる義時と常に提携し、頼家、實朝の二子を失ひ、源氏

の宗家を絶やして顧みざること、賢なるが如くにして愚、愚なるが如くにして賢、女丈夫の如くにして又知のなき女である。

頼家は不肖の子である。其の將軍として頼朝の後を嗣ぐには餘りに人物が輕燥である。頼家廢せられて伊豆修禪寺に幽せられ、遂に時政の手に斃れしは、時政の奸物なると共に頼家の材略も亦乏しかつたことが思はれる。

實朝に至つては、優柔不斷の武士であるといふ人もあれば、超世の傑物、與世の英才であつたと云ふ人もある。星野博士は吾妻鏡に例をひきて、其の相模川の橋が朽損した時、三浦義村が之を修理することを申し出でたる對し、前年、頼朝が其の落成式に臨んで不祥事のあつたことから、幕臣共が其の再稀を見合せよと止めたに拘はらず、人民の困難を考へて迷信に捉はれず、斷然修復を加ふべき由を申した言行等に由つて、主將の器度あることを話されて居る。大町桂月氏は、其の著鎌倉武士に於いて、實朝は精神界の偉人ではあ

るが、物質界の優者ではない。將軍としては適材ではないと評されて居る。余も亦武將としては優しすぎたやうに思れてならない。

二 實朝が公曉に弑されたことについては、全く北條氏の使嗾に依るものとしてあるが、この事は實録の書に明文がないことであるから、たしかにさうだと斷言せぬがよからう。教師用書備考にも北條氏使嗾の事は書いてない。大森學士の説に

世或は公曉が實朝を弑せるを以て、北條義時の教唆に出でたりと爲す者あり。それ或は然らん。されども慥かなる證據あるにあらず。かくの如き内情に至りては各人の推察に任すべきなり。又公曉が實朝を父の讎なりとして窺ひしは久しきことにて承久記にも

御所の中に變化の者ありて、女の姿と顯はれ上を(將軍實朝)を窺ふ。如何にもして行方を見んと求むれども、足早く身輕くして幻の如くなり給ふ故、御在所を見たる人もなし。今思ひ合はず

れば別當阿闍梨(公曉)將軍を討ち奉らん爲めに、三年が間窺ひ給ふと雖も、終に本望を遂げ給はず。此の拜賀の時節を天の興へと悦びて思し立つ云々。

とあるを見れば、義時の教唆を待たざるも、此の事あるに至りしならん。

藤原將軍並に親王將軍

三 藤原頼經と源氏との關係は教師用書に審かなれば今こゝに掲げない。たゞ北條氏は名を捨て實を採るの方針で年少の將軍を迎へたことを話せばよい。

藤原 頼經 (道家の子) 九歳鎌倉に迎へられ將軍となり 二十七歳職を辭す。

同 頼嗣 (頼經の子) 六歳將軍となり 十四歳職を辭す。

宗尊 親王 (後醍醐の皇子) 十一歳將軍となり 二十五歳職を辭す。

惟康 親王 (宗尊の子) 三歳將軍となり 二十六歳職を辭す。

久明 親王 (伏見の皇子) 十五歳將軍となり 三十三歳職を辭す。

守邦 親王 (久明の子) 七歳將軍となり 三十一歳北條氏滅亡と共に廢官

承久の亂

四 承久の亂の原因は後鳥羽上皇が政權を朝廷に恢復し給はんとせしより起る其の近因として仁科盛遠のこと、上皇の侍女龜菊のことなどあれど、小學校にては兩方とも説く必要はなし。當時、源氏將軍は滅びたれども、鎌倉幕府

の基礎は固かつた。尼將軍、政子諸將を集めて、曰はく、「故右大將平氏を討ちて大業を創む。關東の將士、誰か其の恩を仰がざらんや。而して今朝廷議臣の言を信じ、東伐の院宣を下さる。苟くも名節を惜しむの輩は早く秀康、胤義(官軍の將)を討ちて三代將軍の遺跡を全うすべし。然れども若し院宣に應ぜんとする者あらば即今之れを決せよ」と一人として命に應ずるを拒むものがない涙を振つて從軍を乞うたといふ。以て當時の名分の紊れたること、一つには源氏の根柢の堅いのを知ることが出来る。而も疾風迅來十九萬の軍勢、三道を分けて進むの光景は幕威隆盛の時であつたかゝ分る。朝廷に於ては、武相の軍勢は僅かに千餘人なりとか、義時は必ず誅されんとか思惟して居られたものであつた。官軍五萬の勢あれば大丈夫なりと思つて居らせ給うたのは全く輔弼の臣の不明である。而して又賊軍の義時泰時等に匹敵するに足る良將帥のなかりしは敗因の重なるものである。

◎官軍と

◎賊軍とを比較すれば

△長將師なし

△泰時等の名將あり

△軍勢五萬

△軍勢十九萬

△武士弱し

△中堅は鎌倉武士なり

而して時勢は、鎌倉幕府昂進の時機にして人心未だ名分に暗き時なり。官軍の敗れしは奈何ともし難い。

神皇正統記
の評

北畠親房、神皇正統記にこの役を論じて云ふ。

源頼朝勳功は、昔より類なきほごなれど、偏に天下を掌にせしかば、君としてはやすからず思し召しけるもことわりなり。いはむやその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡をけづりて、御心のまにせらるべしといふも、一往のいひなきにあらず、しかれども白河鳥羽の御代の頃より政道のふるき姿、やう／＼おどろへ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣世をみだり、天下の民はど／＼塗炭に落ちにき。頼朝一臂

を振ひて、その亂を平げたり。王室はふるきにかへるまでなかりしかど、九重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西より、その徳に服せしかば、實朝なくなりても叛くものありとはきこえず。これにまさるほどの徳政なくしていかでかたやすく覆さるべき。たとひ又失はれぬべくとも民やすかるまじくば、上天よもくみしたまはじ、次に王者の軍といふは科あるを討して、疵なきをばほろぼさず、頼朝高官にのぼり、守護の職をたまふ。これ皆法皇の勅裁なり。私に盗めりとは定め難し。後室その跡をはからひ、義時久しくかれが權をとりて、人望に背かざりしかば、下にはいまだ疵ありといふべからず。一往のいはればかりにて追討せられむは、上の御科とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには比量せられがたしか、れば時のいたらず、天のゆるさぬ事はうたがひなし云々(下略)

頼山陽又此の論をひきて論據とす。後世の史家この役に關する鐵案となして居る。我等國民教育者としては左の如く兒童に傳へたらばよからうと思ふ。我が國は萬世一系の天皇が統治し給ふが本體である。又かくなければならぬ國柄である。しかし長い歴史の間には時に變體の事あるは奈何とも致し難いことであつた。平安時代より藤原氏權を恣にし天下の政治亂れ地方に武士の興起を見るに至り、遂に保元平治の亂倫の戰亂が生れた。續いて源平の大戰爭となり、諸國には武士といふものが起つた。これを統御するには武士の大將を以てして、所謂軍政政治別をしなければ、百姓も安んじて田を耕すこと出來ず、商工も其の生業を勤むることが出來ない。その大將となつたのは頼朝であつた。これが爲に日本はよく治つて居る、源氏は北條氏の爲に亡ぼされたが北條氏が頼朝の祖法をついで、質素尙武の政を布いて居たので、天下はよく治つたのである。時勢の要求は今暫くはこの武

家政治といふものが必要である。京都に在します天皇は實權をおとり遊さず。御不満足であらせられた。早く我が國の本體の政治にかへさうと遊されたのであつたが、當時の狀勢は實力で抑へつけるより外に仕方がない。其の實力は依然鎌倉にある。其の實力を朝廷におとりかへしになるまでにはまだ餘程の時日がいつた。其の時勢を天皇なり上皇に申し上げ奉るよき臣下が居なかつた爲にかゝる大亂が起つて恐れ多いことになつたのである。しかし、我が國民としては其の將軍や執權職にあるものは天下を治むると共に何をさし措いても先づ皇室の御安泰を計るべきが第一である。皇室の御満足遊すやう萬民を率ゐて率先して忠勤の道を勵むべきである。頼朝や、泰時が此の舉に出でなかつたことに對しては當時名分がみだれて居た時勢なりとはいへ罪なしといふことは出來ない。義時に至つて最早其の罪をいふ言葉を知らない。

しかし彼れ義時と雖も日本に生れたものである。徹頭徹尾の悪人ではない。泰時が途中より引きかへし來り、「若一上皇錦旗を押し立て、陣頭に表はれ給は、如何すべき」かとの間に對し、「其時は已むを得じ胃をぬぎて降參せよ」といつたとの話がある。皇室を尊むべきことは知つて居つたには相違ない。しかし、何等の狂氣ぞ人臣として天皇を廢し、三上皇を遠島に遷し奉る舉を敢てするとは古今類なき大逆我が國史上の一大耻辱、八つ裂にしても物足らぬ獸類である。

と説いてよからうと思ふ。

亂後の形勢

五 戰亂の經過、結末につきましては教師用書に大體あれば説かず、唯この亂は北條氏にとりては一かばちかの試金石であつた。此の亂によつて北條氏は益勢力を張り、爾後北條氏に對して弓を引くものはなくなつたのであることを知らしておくがよい。

挿書の解説

六 實朝が公曉に害せられたのは承久元年一月二十七日。右大臣拜賀の式日鶴ヶ岡八幡宮で行ひ今や石階を下り來る所である。

實朝の装束は束帶であつて公事に着用する大禮服、其の後方に直垂を著して太刀を持ち居るは文章博士源仲章である。

夜來の雪は一面に覆ひて寒さを憶はしめる。

参考すべき年月

- 一八五二年 建久三年七月十二日 頼朝征夷大將軍に任ぜらる。
- 一八五三年 同 四年五月廿七日 頼朝富士の裾野に狩す。
- 同 同 同 廿八日 曾我兄弟仇を報ず。
- 同 同 同 同 八月 範頼を伊豆に遣る。
- 一八五八年 同 九年三月 土御門天皇即位御年四歳。
- 一八五九年 正治元年正月十三日 頼朝薨す。
- 同 同 二年二月六日 頼家職をつぐ。
- 一八六二年 建仁二年七月 頼家從二位に叙せられ征夷大將軍に任ぜらる。
- 一八六三年 同 三年八月 頼家關西三十八國の地頭職を弟千幡に、關東二十八國

| | | |
|-------|------------|--------------------------|
| 同 | 九月二日 | の地頭並に總守護職を長子一幡に授く。 |
| 同 | 九月七日 | 時政義時等頼家の長子一幡及び比企能員を殺す。 |
| 一八六四年 | 元久元年七月十八日 | 頼家を廢して千幡を立つ、頼家伊豆修禪寺に下向す。 |
| 一八六五年 | 元久二年閏七月二十日 | 實朝征夷大將軍に任ぜらる。 |
| 一八七〇年 | 承元四年十一月 | 頼家修禪寺に薨す。 |
| 一八七五年 | 建保三年正月 | 義時執權となる。 |
| 一八七六年 | 同 四年五月六日 | 土御門天皇位を順徳天皇に讓る(十二月即位) |
| 一八七九年 | 承久元年正月二十七日 | 時政卒す。 |
| 同 | 六月 | 公曉鶴岡別當に補せらる。 |
| 一八八一年 | 同 三年四月二十日 | 公曉將軍實朝を斬る。 |
| 同 | 五月十四日 | 頼經職を襲ふ(年二歳) |
| 同 | 同 十五日 | 順徳天皇位を皇太子に讓る。 |
| 同 | 同 廿五日 | 後鳥羽上皇義時を討たんとて擧兵。 |
| 同 | 六月六日 | 關東征討宣下。 |
| | | 鎌倉兵を發し東海東山、北陸の三道より京師に進む。 |
| | | 墨俣河に官軍敗る。 |

| | | | |
|-------|--------|---------------------|--------------------|
| 同 | 同 | 十四日 | 官軍宇治勢田多に敗る。 |
| 同 | 同 | 十五日 | 泰時等京師に入る。 |
| 同 | 七月八日 | 後鳥羽上皇落飾。 | |
| 同 | 同 | 九日 | 仲恭天皇皇位を遜れて後堀河天皇踐祚。 |
| 同 | 同 | 十三日 | 後鳥羽法皇隱岐に遷る。 |
| 同 | 同 | 二十日 | 順徳上皇佐渡に遷る。 |
| 同 | 閏十月十日 | 土御門上皇を土佐に遷す(後阿波に遷る) | |
| 同 | 十二月十日 | 後堀河天皇即位。 | |
| 一八八四年 | 元仁元年六月 | 義時卒す、泰時執權。 | |
| 一八八五年 | 嘉祿元年七月 | 政子薨す(年六九) | |

第二十元 寇

本課に於ては北條泰時、時頼の善政を説きて、北條氏が久しく政權を掌握せしことの偶然ならざる次第を覺らしむべし。特に時宗が強大なる外敵の襲來に

も恐れず、沈着事に處し、將士も亦よく赤誠を盡して國難に當り、舉國一致國民の武勇の精神を發揮して、遂に元の銳鋒を挫き、當時歐亞大陸の諸國が何れも免ること能はざりし國辱を我が國のみ獨り免れしのみならず、却つて國威を海外に發揚するに至りし事蹟を明かならしめんことを要す。

教授要項

- 一 北條氏が久しく政權を掌握するは偶然ならざること。
- 泰時、時頼の善政、時宗の國威發揚。
- 二 元の勃興と時宗の果斷。
- 三 文永の役
- 四 弘安の役

教材と其の取扱

一 北條氏が三上皇を遠島に遷し奉るが如き惡逆を敢てしながら、よく鎌倉幕府百四十二年の命脈を保てる所以は、泰時、時頼等民政に力を注ぎしに由る

北條氏の命脈長きは

のである。

三代目

二 古より長者三代といふ。三代目は人心の動搖し出す時である。古來之を執政者につきて考へて見るも、平氏の三代目は宗盛、源氏の三代目は實朝、皆之初代の業を完成すべき人物にあらず。北條は時政を初代とすれば、義時を経て泰時は三代目である。北條氏にとりて三代目に泰時が生れしことは非常の幸福である。泰時の善政については、證書を焼いて窮民を慰めたこと。又其の人物としては、「義時の遺産を諸弟に多く分與したること、など教師用書にあればこれにて具體化の用は足るであらう。

三 時頼、職を退くの後、自ら陽りて遊僧となり四方を間行して、風俗を察し冤枉を問ひ、下情の上達せんことを圖つたと云ふ話は人口に膾炙してゐる美談で、此の話大日本史亦之を記してゐる。併し乍ら、當時の唯一史料たる吾妻鏡に其の事の記載されざるより其の事を否認する學者もある。併し乍ら、教

時頼の行脚

師用書には

薙髮せる後も尙軍政に參與し、自ら諸國に間行して風俗を視察し、冤枉を問ひ、努めて下情の上達せんことを圖り、云々」

と記してあればこれに準據して話してよからうと思ふ。

時頼の教養は其の母松下禪尼に負ふ所多く。長じて一夕、大佛宣時と會飲する時柵の殘醬をとりて之にて杯を傾けたることなども節儉質素の例としてよからう。謠曲、鉢の木佐野の源左衛門常世との關係は素より假作譚ではあらうが有名なる傳説であるから、傳説として傳へてもよからう。

元寇元兵三人

四

蒙古の勃興事情、並に元寇の顛末に關しては教師用書に委しければ今再びこゝに記載せぬ。唯元の殘兵三人といふことに關しては頗る誤り易いことであるから、こゝに教科書、教師用書、讀史白話を參照して一言辯じておかう。元の殘兵三人との説の起りは、元史の日本傳に

十萬の衆還るを得しもの僅かに三人のみ

又同書范文虎傳に

士卒十餘萬を五龍山下に棄て、盡く日本の殲くす所と爲る。逃れ歸るもの僅に三人

とあるに基してゐると云ふことである。邦人が之を基として本朝通鑑、大日本史等悉皆覆没の意に載せたたのである。されど元史を繙いて之を見るに張禴、范文虎等大將分の人々の歸國したものであつても三人や五人ではないのみならず、朝鮮の歴史なる東國通鑑には

元軍の歸らざるもの無慮十萬有幾、我が軍の歸らざるもの亦七千人

とある。由て當時の事實を調べて見ると、此の時我が國に攻めて來た元兵は東路軍と江南軍との二部に分れて居た。東路軍は支那蒙古兵約三萬に加ふるに高麗兵一萬合して四萬人許り、忻都洪茶丘之が將となり、朝鮮半島

より船を發して、壹岐を経て筑前にせまつた之は弘安四年五月のことである。教科書の本文に

弘安四年大舉して九州に來寇せり。かねて期せし所なれば我が將士はよく戦ひて之を撃退し、更に敵艦を襲ひて大いに之をなやましたり。云々とあるは即ちこの時の事で、河野通有、竹崎季長等の奮勵した戦である。江南軍は即ち范文虎の率ゐる軍勢で所謂江南十萬の軍勢である。豫め東路軍と六月十五日前に壹岐に於て會する約であつたのだが、遅れて七月晦日前に漸く到着したのである。茲に愈兩軍會して、戦に向つて大攻撃を開始せんとしたのであるが、偶々天祐なる哉、七月晦日より閏七月朔へかけての大暴風雨が起つたのである。されば新來の江南郡は一戦にも及ばずして忽ちかゝる大厄に遭遇したのである。東路軍の蒙古の大將の中には、豫てかかる事變あらんことを察して鐵鎖を以て戰艦をつなぎ合せておいたから大

概破壊を免れたが、范文虎の軍勢は風に對して全然不用意であつたが爲、悉く破壊した。されど之が爲に兵士の全部が溺没したのではない。教科書の本文に

ついで十萬の敵軍來り會して再び攻寄せんとせし折しも、大風にはかに起り、敵艦多くくつがへり、溺死するもの數を知らず、諸將先を争ひて遁れ去り

とあるがこれである。張禧は四千の兵を收容して船にて朝鮮の金州合浦に達し、夫より歸國した。范文虎の手にて取り殘された兵士が肥前の鷹島(五龍山下)に上陸したが、船がないから歸國することが出来ない。夫れで閏七月七日、我が軍の襲撃にあつて、或は捕へられ、或は殺された。其の捕へられた中三人。于闐、莫青吳、萬伍が隙を見て逃れ歸つて、其の事情を陳述したものである。夫が教科書には

取残されたる士卒は肥前の鷹島に集りしが、我が兵のために或は殺され
或は捕へられ、遁れ歸りしもの僅かに三人に過ぎず。

とあるのである。無論大勝利には相違ないが教科書本文の意を汲み取つて
間違はないやうに授けねばならぬ。

五

我が將士奮闘の例話として伏敵篇より河野通有の記事を掲げる。

(豫章記)通有。弘安四年蒙古襲來ス。大軍志賀、鷹、能古等島々海上ニ充
滿セリ夷國退治之事ハ家ノ先例ナル間、大將トシテ筑前ニ進發ス。日本ノ
諸勢、博多、筥崎、上下三十里ノ海涯ニ築地ヲ高ク築キ。此方面々ハ馬ニテ
馳上ル様ニ土ヲ築キ上テ。面ニ亂杭逆茂木ヲ付タリ。海上ヨリ見ハ危峰ノ
江ニ臨ムカ如シ。然レトモ河野ノ陣ニハ海ノ面、幕一重ニテ後ニ築地ヲツ
カセタリ。是敵ヲ輒ク引入一戰ノ勝負ヲ可決ト也。背ニ逃道アラハ味方ヤ
逃トカクシテ一人モ引セント也。從レ是河野ノ後築地ト云付タリ。夷賊十萬

八千艘ノ船々ヲ見渡セハ。吳山蜀嶺ニ向フカ如シ。通有如何ニモシテ先懸
セハヤト思ヘ共。恒沙ノ如クナル舟ノ中ニ入テハ、不レ可レ得レ利。此方ヘ渡
スヘシ共不見。無ニ詮方ニ心中ニ日本國大小ノ神祇、別シテハ三島八幡祈念
申。膽肝ヲ碎キ給フ處ニ、沖ノ方ヨリ白鷺一ツ飛來ル。櫓ノ上ニ被レ置百矢
ノ中、鳥羽ニテ作リタル征矢一ツクハヘテ上リケルカ、夷賊ノ船ノ上ニ翔
リ行ク。兩陣ヨリ見送リケルニ、夷國ノ大將ト覺シキ大山ノ如クナル大船
樓閣重々金銀ヲ磨キタルニ、旗旌片々トシテ風ニ靡リタル舟ノ上ニ落タリ
蒙古ハ是天ノ與フル所ナリト悦ヒアヘリ。日本ノ陣見レ之堅唾ヲ吞テ居タ
リ。通有ハ是則明神ノ敵ノ大將ノ船ヲ教ヘ玉フ者也。少モ不レ可ニ遲ク一ト
テ、伯父伯耆守通時ト二艘ニテ漕出テ、敵ノ船ノ中ヘ分入ケル。味方ノ軍
兵見レ之大ニ驚キ怪ミ、モシ河野ニハ物カ付タルカト云ケレ共耳ニモ不ニ聞
差ニサシテ漕行ケル。蒙古之ヲ見テ、雜兵ナトハ咲ヒケル。心アル者ハア

レヲ見ヨ。日本ノ武士程不敵ナルハナシ。此數萬艘ノ中ニ只二艘ニテハ何事ヲ仕出スヘキソ。夜ノ忍ワサトモ思ハレス。若シ降参ニテヤアル。矢ナ射リ。知ラサル體ニテ見ヨト云ケル處ニ、多クノ舟ヲ押分テ大將ノ舟ヘ漕寄タリ。何事ゾト問ケレドモ、日本人ハ聞不レ知。亦日本人ノ言ヲバ蒙古知ラズ恠ミケル處ニ押寄。大將ノ船ニ鎗ヲ掛ケ即乗移リ、切テ廻リケレバ俄ニ驚キテ先乗セヨ、責面ヲカケヨ責鼓ヲウテト云間ニ乗リ入テ、伯耆守長刀通有ハ大太刀百人ニ及フ者共此ヲ專度ト切テマハル。遠キ船ハ是ヲ不レ知。近キハ我船構ヘシヲ憚キケルニ通有、伯父甥大力大剛ノ人ナレハ、身命ヲ捨テ戰フ程ニ、大將ト思シキ玉冠ヲ着ケタルヲ虜ニシテ我船ニ乗セ敵船ニ火ヲ懸テアレトモ、夷敵ハ大船ナレハ難ニ合期。日ハ暮ヌ。日本ノ船共漕出ケレハ相共ニ押歸レトモ、追懸ル船モナク我陣ヘソ入りタリケル(下略)

通有奮戰の記事は書物によりて種々である、予は伏敵篇中豫章記の一節

を録したるものを見て非常に面白く思つたからこゝに記入することゝした。

六 龜山上皇が此の役、御身を以て國難に代らんことを祈り給ふ。といふことは實に恐れ多いことであるが、當時天皇は御宇多天皇である。未だ御幼年にましまし、龜山上皇が主として院政をせられた時のことであるから其の由を兒童に知らしめておかねばならぬ。

御宇多天皇は文永十一年に寶算八歳、弘安四年には十五歳にならせ給ふ。

七 教科書六十九頁の挿畫は竹崎季長の元寇繪詞より採つたものである。これは季長が當時の畫家土佐長隆、同長章に囑して自分の戦ひ振を書かしため所々に文章をも加へて一つの繪卷物に仕立てたものである。今原圖は皇室のものになつてゐる。教師用書には

挿畫は大體蒙古襲來繪卷に據り、河野通有等が敵艦突撃の状を示せるもの

なり

と記してあるが、伏敵篇中の挿畫には夫々名前が記してあつて敵將を捕り抑へて居る我が將は季長と文子が記してある。圖中に河野通有は居ないやうである。教師用の説明は兒童が修身書などで知悉して居る通有の名を例にひいたまでのことであらうと思ふ。

批判と教訓

八 此の未曾有の國難に際し、破天荒の大勝利を得た原因は、第一に後宇多天皇、龜山上皇の至誠の御威徳の然らしむるは云ふまでもない。第二、時宗の勇武果斷、諸將を統御したる雄材大略を稱せねばならぬ、第三、賴朝以來養成せられたる武士的精神の發揮せられて、奮闘努力したることを推奨せねばならぬ。第四に我が國民が一致共同よく外敵にあたりたる和衷協同の精神を列擧せねばならぬ。第五に時宛も暴風雨襲來の期節とはいひながら、江南十萬の軍勢が未だ何等の準備もなさざる際に疾風迅雷狂瀾怒濤の來ることはこ

れ全く天祐といはねばならぬ。その他専門的に眺むれば色々の原因を見出し得ることであらうが兒童に對しては此れ位に止めてよからう。

我が國、開闢以來、未だ此の役の如き國難はあらず。當時元の國勢は歐亞の天地に跨り、四隣皆雌伏す。其の領地の大小より、其の兵力の多少より之を見れば、彼の我を見ること、大象の鼠を見る如きものであつたであらう。而も我が國、建國以來、東海の表に屹立して、未だ一度も彼に向つて媚を呈せず忽必烈の強傲何ぞ之を默視するに忍びん。即尊大の辭を以て我を威嚇せんとした。鎌倉男兒、北條時宗膽斗の如く如何そ彼の虚勢におびやかさるべき。斷然使をかへす。此の時既に我に成算あり。よし成算なくとも屈すべからざるは大和男兒の精神である。「しきしまの大和心を人とはゞ蒙古の使斬りし時宗」と村田清風の歌にある通り大和男兒の本領である。文永の役は彼れの威喝を大にしたるものである。何ぞ此の如きに屈するものぞ、石壘を治め、守備

注意

を厳にして彼を待つ。龜山上皇は一身を捧げて國難にかはらうと祈り給ふ。國民何を奮起せざらん。忠君愛國の精神は我が國民の唯一の誇とする所、時に兄弟内にせめぐことありとも一朝國難に際しては一致協同の態度を採るは我が國民性の長所である。よしや七月晦日の暴風雨なくとも我が將士の義勇と國民の熱血とは敵國を撃ち退けたに違ひない。然し乍ら我が國は神國である天祐を保全し給ふ皇室がある。文永の役といひ弘安の役といひ、二回までも、狂瀾怒濤の襲來に由つて困難の救済を早からしめたことは、吾人は我が國に神秘的の威靈のあるを痛切に感せずにはゐられない。然れども吾人はこの僥倖を企圖すべからず。人事を盡して天命を待つ覺悟がなければならぬ。

九 時宗は明治三十八年日露戦争終ると共に正五位下なりしが一躍從一位を追贈し給へることを交へて話すがよし。

北條氏は元寇の役後、其の財政方面に於て大に苦しみ、これが北條氏滅亡の

参考すべき年月

一因をなすと史家は説けども、この事は小學兒童には語らぬ方がよいと思ふ。

- 一〇一九二五年 文永二年八月十日 時宗執權となる。
- 一九二六年 三年七月 蒙古王國書を我國に致す。
- 一九二八年 五年二月六日 蒙古高麗に因りて好を我に求む文辭禮なし。時宗使者を卻け敢て答書せず。
- 一九三一年 八年九月二日 高麗書をもたらして蒙古來寇の企あるを告ぐ。
- 十月二十三日 蒙古使者趙良弼來る、追ひかへす。
- 十二月十六日 勅使を伊勢大廟に遣はし、蒙古の難をつぐ。
- 一九三四年 十一年正月二十六日 龜山天皇讓位。
- 三月二十六日 後宇多天皇即位(御年八歳)
- 十月五日 蒙古對馬に寇し宗助國戰死
- 十月十四日 蒙古壹岐に寇し平景隆戰死
- 十月十九日 蒙古筑前に寇す。

- 十月二十日 敵船漂没餘賊遁逃す。
- 一九三五年 建治元年四月十五日 蒙古國號を元と改め杜世忠、何文著等を遣はし長門に至る。
- 一九三九年 九月七日 時宗元使杜世忠等五人を鎌倉に斬る。
- 弘安二年六月二十五日 元の使者を博多に斬る。
- 十月 筑紫の防備を固む。
- 一九四一年 四月五月二十一日 元兵東路軍來寇。
- 閏七月朔 大風起り江南軍殆んど全部海底に没す。
- 一九四四年 七年四月四日 時宗卒す。

第二十一 北條氏の滅亡

要旨

本課に於ては承久の亂の事蹟を繰り返して彼此の事情を比較し、以て其の成敗の跡を覺らしむると共に、特に勤王諸將の事歴を明かにし、兒童をして忠君

の行爲を欽慕し義勇奉公の志操を堅固ならしめんことを要す。

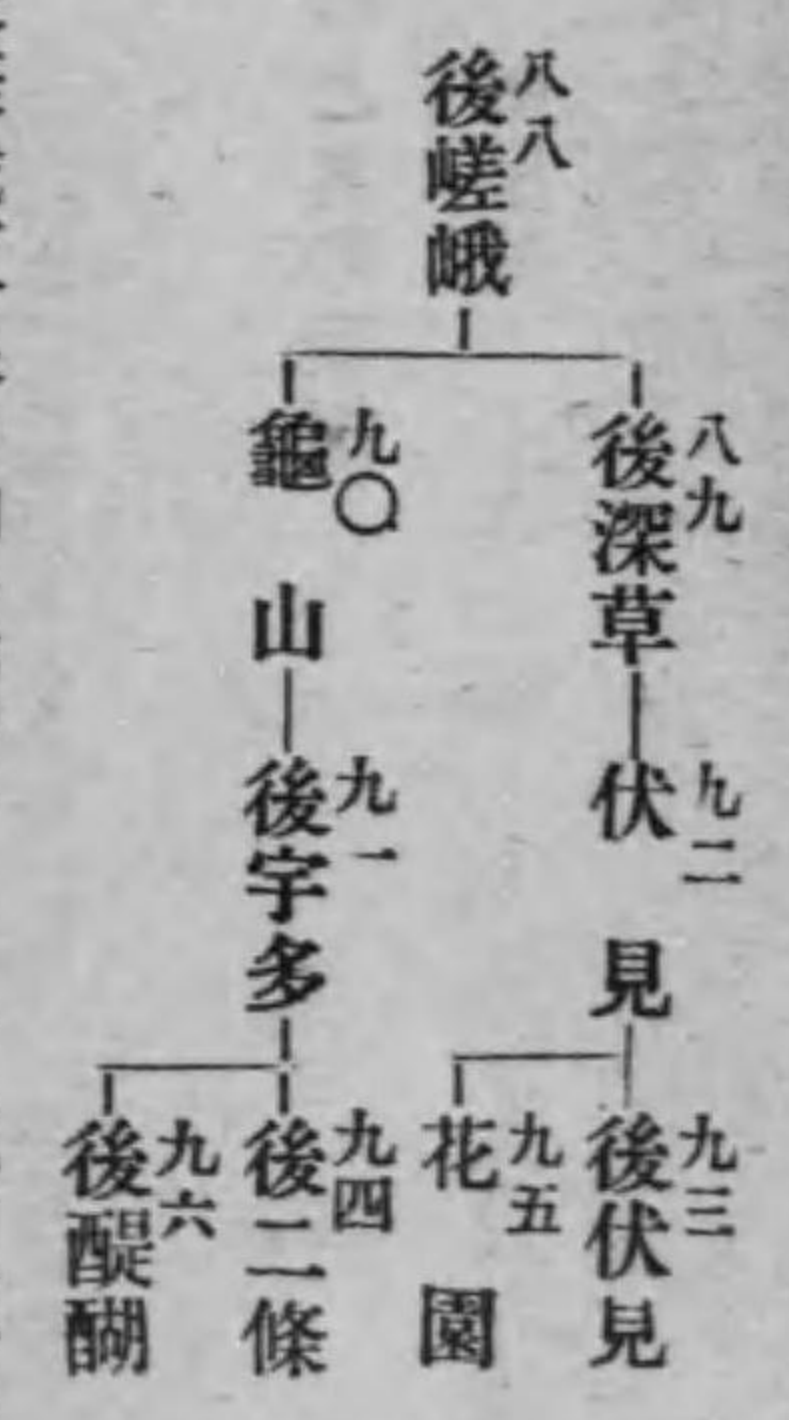
教授要項

- 一 後醍醐天皇、幕府を滅ぼさんとし給ふ。
幕府皇位繼承の御事に喙を入る。
北條高時の暗愚、政治を怠ること。
- 二 高時の大逆
笠置山行幸、光嚴院擁立、正成勤王の魁となす。隱岐遷幸。
- 三 幕府の滅亡
天皇伯耆に遷幸、名和長年の勤王、菊池武時の勤王、足利尊氏の歸順、新田義貞の擧兵、幕府の滅亡。

教材と其の取扱

- 一 兩皇統の迭立に關しては、大覺寺統と持明院統との御争はどかぬがよい。
唯皇室の御略系を掲げ

兩皇統迭立の取扱



後醍醐天皇の御遺詔によりて龜山天皇の御系統の御方が皇位を繼承し給ふべき様定まつて居たに拘はらず、北條氏が恐れ多くも干渉して、御代數の如く代はるゝ御位を繼承し給ふことになつたと説けばよい。人臣として甚だ恐れ多きことをしたものであると説く位に止めるがよい。

高時の暗愚と暴政

二 高時の暗愚と暴政については

(一) 年十四で執權となつた。人と爲り舉止節度のない男であつたが、宗嫡であつたから世職を襲うたのである。政治を長崎高資といふ者に委ねた。元亨二年陸奥の人安藤堯勢、其の族季長と邑を争うて訴へ出た。高資は兩方

から賄賂を納れて裁くことが出来ない。二人は怒つて邑に據つて反した北條氏は兵を遣はして討ちにやつたが克つことが出来ない。武を以て抑へて居つた幕府が其の家來に武を以て敗るゝに至つては、人心の北條氏を去るのは止むを得ない。

(二) 高時日夜宴飲して歡樂に耽つた。一日庭上の犬の喧嘩を見たが面白くてたまらず、諸將吏に命じ、更に百姓にいゝつけて數千頭に上つた。犬小屋を作り、美肉を食はし錦繡を着せ、籃輿に乗らしめ、道路に遇ふものをして敬禮せしめた。而して毎月十二回其の犬をたゝかはしめ、諸將を會して見物して楽しんだ。三才の童子も其の愚はなさいる所、而も執權の重職にありて、かゝることをなす、陛下の宸念し給ふも、百姓の怨むも尤なことである。

(三) 高時又田樂を好み、多く田樂師を召し、諸將に命じて各一人を養はしめ

宴會ごとに盛装して技を進めた。高時以下競うて衣裳を解いて纏頭となし積んで丘堆を成すに至つた。一夕の費數へ難い程である。質素儉約は鎌倉幕府の主義であり方針であつた百有餘年の命脉を維持したのは自ら處する質素儉約で善政を敷いたからである。今此の驕奢を敢てするに至るは即ち滅亡の時期が來たのである。

後醍醐天皇

三 後醍醐天皇が、後鳥羽上皇の遺旨を継ぎ、幕府を討滅せんと思召し給ふは當然である。執政其の人を得れば我が國體上の變體なりとはいへ御委囑遊しても忍ばせ給ふ。今かゝる暴横暗愚の輩にいかでか天皇の赤子を任せらるべき。所謂機運際會したのである。即ちひそかに武士を召し給うた。こゝに正中の變が起るのであるが、教科書には直ちに元弘の亂に及んでゐる。されば教科書の通りに説いていつて差支ない。

四 元弘元年 八月二十二日 高時兵を上すと風聞あり。

参考すべき年月

- 同月二十四日 天皇皇居を出で給ふ。
- 同月二十七日 天皇笠置山に潛幸。
- 同月三日 賊軍笠置を攻む。
- 同月十一日 楠木正成赤坂城を築きて官軍と呼應する旨賊軍に報あり。
- 九月二十日 高時光嚴院を擁立す。
- 同月二十八日 笠置陥る。
- 十月二日 天皇宇治平等院に入らせ給ふ。
- 同月五日 天皇六波羅に入らせ給ふ。
- 元弘二年 三月七日 天皇隱岐遷幸の途につき給ふ。
- 四月二日 車駕隱岐に達し國分寺を以て宮となす。
- 同月三日 正成赤坂城をとる。
- 五月十七日 正成住吉天王寺邊へ打つて出づ。
- 七月二十七日 宇都宮公綱天王寺を引きて上洛す。
- 元弘三年 正月晦日 八十萬の軍勢を三手に分ち吉野赤坂金剛山に向はしむ。
- 閏二月初 吉野陥る村上父子戦死(正月赤坂陥る)。

- 二月二十四日 天皇隱岐を出でさせ給ふ。
- 同月二十八日 天皇伯耆に着御、船上山に入り給ふ。
- 四月十六日 足利尊氏京都に入る(三月二十七日鎌倉出立)
- 同月二十七日 尊氏丹波篠村に入りて歸順す。
- 五月 七日 六波羅陥る。
- 同月 八日 新田義貞舉兵。
- 同月十八日 義貞の軍鎌倉に迫る。
- 同月二十二日 北條氏滅亡。
- 同月二十三日 天皇船上山を出立たせ給ふ。
- 同月二十五日 詔して光嚴院を退け給ふ。
- 六月 二日 兵庫にて楠木正成、風笠を迎へ奉る。義貞の使者到り捷報を上る。
- 同月 四日 京都御着東寺に入らせ給ふ。
- 同月 五日 内裏へ還幸。
- 同月十三日 護良親王を征夷大將軍とす。
- 八月 五日 足利高氏名を尊氏と賜ふ。

傳説の補充

五 事蹟の大體は教科書にもあれど、國民たる思想を養成する上より眺めて頗

る重要なる箇所であるから太平記の文を参考して、天皇笠置を落ちさせ給ふこと、赤坂城攻のこと、千早城攻のことなど又兒島高德の事蹟、稻村ヶ崎のことなど、説ききかせてよい。史實の上から或は疑はしいこともあらう。修飾、誇張、作話等のことも混じて居らうなれども此等の史談は我が國民の血となり神となつて尊い威靈と効力を齎して居るものであるから適宜採用して差支ないことである。

五 本課教授に當つて取扱上注意を要することを左に述べよう。

1. 先づ後醍醐天皇につきては、後鳥羽上皇の御遺旨を繼承し給ひ、萬民の苦を救はんと思召たゞせ給ひ、或は山深き笠置の籠城に、或は夜晝三日供御もなく山中をさまよひ給ひ、或は又隱岐の孤島に風浪を供として一年の歲月を送り給ひ遂に萬難に打ちかたせ給ひて中興の大業を成し遂げ給へる聖明の御徳を感奮せしめねばならぬ。

取扱上の注意
後醍醐

2. 光嚴院は高時が擅に擁立したる天皇である。されば教科書に於ては皇位を繼承し給へる天皇と區別する爲院號を以てしてある。天皇たる稱號を廢棄したといふ譯ではない。このことは教師用書にも出て居るから注意すべきである。

3. 楠木正成は忠義の第一である。時に楠氏の奇謀妙計を説くと兒童はたゞ謀略の名人といふことにのみ捕はれ、ごこが正成の忠義かといふ點に氣付かないのが普通である。正成の尊い所は勤王の魁である。彈丸黒子の小城に籠居してよく百萬の大敵を引き受けて敢て降らず、一死以て天皇の還幸を待ち、一身以て諸將の歸順を促した犠牲的精神である。之に加ふるに天才の明智雄材は益々其の光を發せしむるのである。義貞の王勤、尊氏の歸順したるも、正成の此の擧なくば或はなし難かつたであらう。否運かつたであらう。尊氏が六波羅を陥れ、義貞が鎌倉を陥れたのは正成の牽制運動が

大に力あることを見逃してはならぬ。中興の業なつて後の正成の功は別として本課に於てこの精神をとかねばならぬ。

4. 今この元弘の亂と、前の承久の亂とを比較して考ふるに一は官軍破れ一は官軍勝つ。其の成敗の分る所は何であらう。

北條氏が承久の役に於ける時は先夫の遺旨を受けつぎたる尼將軍があり、而して義時、泰時と將帥ならび、時は昂進の時期にあり。人心鎌倉幕府を謳歌したる際である。而も當時は官軍には之を統ぶべき良將なく輔弼の名臣がなかつた。

元弘の亂に於ては北條氏は暗愚なる高時を主とし、質實の風を失ひて驕奢に流れ人心北條氏を去らんとしてある時である。之に反し官軍には後醍醐天皇の英明あり、楠木正成の如き名將があつて、よく戦を持續した。爲に新田足利等追々と勤王の軍が出て來たのである。承久の役に於ても、若一

楠氏の如き名將があつてよく官軍を維持することが出来たならば順逆の理自然に國民の頭に徹して或は思はぬ早き顛覆を見ることになつたかも知らない。

併し乍ら一面又百年を経たる後、北條氏が人心を失ひ、上に後醍醐の英主を出だし下に楠氏の良帥を出すことになつたのは、機運の際會といふものであらうか。

六 挿書は元弘三年閏二月後醍醐天皇が六條忠顯を召し具されて隠岐港を出でられ伯耆國御來屋海岸に御上陸の光景を想像してかいたものである公家は六條忠顯武家は名和長年である。天皇は未だ舟の中に入らせ給ふものと話してよい。長年の船上山旗上げの擧は、是非一言附加したいと思ふ。

第二十二 建武の中興

本課に於ては後醍醐天皇の鎌倉幕府を倒して、一旦後鳥羽上皇の御遺旨を遂げ給ひしかど尊氏の反亂によりて中興の業間もなく挫折するに至りし事情を明かならしめんことを要す。當時朝廷の實權を失ひ給ふこと年既に久しく、武士往々大義に暗く天皇の尊嚴を解せざるものあり。されば中興の業一たび成りしも、そは單に北條氏を滅したるに止りて、未だ武家政治の根本を抜くに至らず且賞罰公平を得ずして將士の不平競ひ起りしかば、機を見るに敏にして名分を顧みざる尊氏は之に乗じて事を擧げ、天下鼎沸して爾來數十年間の大亂を生ずるに至りしなり。(教師用)

教授要項

- 一 政權朝廷に返る。
光嚴院を退く。天皇還幸。論功行賞。
- 二 足利尊氏の反。

尊氏の野心・護良親王弒に遇ひ給ふ。尊氏の反。尊氏の西上・尊氏敗走。

教材と其の取扱

光嚴院を退
く

一 「光嚴院を退け」の文字注意すべきである。前教科書には、「光嚴院を廢して」とあつたを改められたのである。廢してといへば前に存立を認めることになる。退けとすれば居るべからざる位置にありしものを退去せしめる意味になる。皇位は唯一不可分、たとひ後醍醐天皇は一年有餘隱岐の孤島の行在所に遷り給ひしとはいへ、神器は天皇の御許を離れず、天皇にましますことは明かである。されば光嚴院によりて建てられたる年號、正慶は廢して元弘の古に復し、光嚴院によりて行はれたる叙位任官は、悉く無効となりて舊に復し給ひ、親ら親裁の政治を遊されたのである。

中興の業破
れし因
當時の思想
界

二 中興の政治の破れしことは第一に當時の思想界を考へねばならぬ。當時の人心が一般に大義名分に明かならざりしことは、兒童によく注意せしめなけ

論行功賞

ればならない。承久の役、政子が頼朝の功業を説きて西上の決心を固めし時は、諸將士は、涙を振つて立つたといふことである。源家の恩を思ひて、感涙に咽び、進んで朝敵となるといふ時代である。又兒島高德の天莫空勾踐の意を警固の武士一人として解するものなく、光嚴院が高時に擁立せらるゝに及びて時人は「持明院の方程御幸福の方はない。一戦の功もなくして、將軍より天子に任せられた」といつたといふことが傳つてゐる。されば後醍醐天皇が如何に英邁にましましても、名分の何物かを知らざる愚士愚民の思想界を一時に闡明し給ふことは容易に出来なかつたに相違ない。こゝに着眼しないと中興政治の亂れしことを單に賞罰の不公平のみより來ると解釋しては甚だ天皇を不明に陥れ奉ることになるし、又實際の條理にあはぬことである。

三 論功行賞の事實は教師用書に大體あり。公平に眺めて其の最も第一の行賞に價すべきものは楠木正成である。而も足利、新田の下位に在り。其の尊氏

が第一の恩賞に浴したるものは北條氏を除きては關東第一の名門たりしが故である。而も其の系圖は北條氏主家の系統である。家格の其の古に重んぜられたことを知らしむるがよい。新田氏は足利氏より其の元を尋ねれば兄の系統より出で、居る。されど時に不遇にして足利氏の權勢に及ぶべくもなかつた。赤松則村がもとは播磨の守護でありながら、僅かに同國佐用の一莊をのみ給はることになつたは内奏の結果である。

此の如く論功行賞が不公平であつたことは、中興政治の亂るゝ原因である。其の責任は辯佞の武士、阿媚の女官、無定見の公家が天皇の聖明を覆ひ奉つたことに歸せねばならぬ。

文武の争覇

四

之を要するに建武の中興は、久しく武家の力によりて雌伏されし公家は又藤原攝關時代の如くならんことを希望し、武家は己の力によりて北條氏を斃したるを以て武家に權利を得んことを希望した。之れ何れに偏するも我が國

の本體にあらず。明治維新の際、三條、岩倉等の公卿と西郷、大久保、木戸等の名臣が、其の神武の古に復して立案したる政策は儼として動かさず、以て今日の隆盛を見るに至る。建武の中興は文武の争覇によつて忽ち破れしことは誠に惜しむべきことである。兒童に對しては

- 一 當時の人臣一般に名分にくらかりしこと
 - 二 論功行賞の不公平なりし爲め、人心動搖したこと
 - 三 尊氏の奸惡、よく人心を收攬せしこと
- 位に止めてよからう。

尊氏の奸惡

五

尊氏の奸惡につきては惡みても餘りあり。彼れが篠村八幡に於て、鋒を倒にして官軍に歸順せしは。彼れの良心より發作せるものではない。當時の狀勢を見て到底北條氏の永續すべからざるを察し、自ら一舉に名をなさんとしたるものであると推斷するに憚らない。其の京都を恢復したるは、功あり雖も

楠木新田に比較すべきものではない。其の藤原廉子の意を迎へて、最高の賞を賜ふ。若し正成にして位置をかへて尊氏の立場にあらば彼は謙辭して重賞を受けざるべく、已むなく受くるに於ては誠心正意にて忠勤を抽んずるであらう。ここに此に出でず恩を受けて報わざるのみならず、野心を觀破されたる護良親王を毒舌以て鎌倉に送り、一天萬乗の至尊をして芳山林壑の間に崩御せしめ奉りし大逆、八裂するも慊らざる人面獸心の者といふべきである。其の智を以て較べば正成に劣ること數等、其の勇を以て較べば義貞に劣ること數等、而もよく幕府を起すことを得たるは全く人を籠絡する術に長じて居るのである。其の北條氏の命を受けて伯者に向はんとするや妻子を止めて二心なきを粧ひ以て高時を籠絡し、建武中興の業成るに及びては天皇の寵姫を籠絡して高官重賞を得、官賊名分明かなるを恐れては光明院を擁立して將士の心を籠絡す。尊氏の長所はこの人心籠絡である。時勢は名分暗く、小節の重んずべ

護良親王

きを知るものあれども、大義の重んずべきを知らず、靡然として佞辯と利とにまよひ尊氏に籠絡せらる。慨嘆の至りである。

六 護良親王の御事蹟につきては、教師用書に大體はあり。兒童に説ききかせたき材料多し。

- 一 般若寺にて難を免れ給ひしこと
- 二 村上彦四郎義光錦旗をとりかへすこと
- 三 吉野落城義光父子忠死のこと
- 四 鎌倉土牢の御生活、並に御遭難のこと

一代を通じて悲憤の御歴史である。鎌倉宮に詣で、其の古へを忍ぶとき奈何ぞ暗涙の下るを止めらるべき。太平記の文を參考せられんことを。

七 尊氏大逆なりと雖、天皇に對して弓を引くことは出来ない。其の時行の亂を平げて、鎌倉に反するや、義貞を討つを以て名としたのである。義貞朝命を受けて之が征伐に向つたが箱根、足柄の戦利あらず、空しく京都に引きか

尊氏の入京と敗走

へした。この事教科書にはなし。一言連絡の爲に説ききかしてよい。
 尊氏、京都に入りてよりは天皇叡山に行幸し給ひて難を避け給ふ。正成、義
 貞等は奥州より上り來れる北畠顯家と力をあはして尊氏を破り尊氏は九州に
 奔つた。太平記卷十五將軍都落のことにある。正成の計略を話さば、兒童は
 快哉を叫ぶであらう。要は

正成、山門にかへりて僧侶二三十人に命じて山を下らせ、此處、彼處の戰
 場を歩いて屍骸を求めさす。賊軍其の由を問へば悲嘆の泪を抑へて、昨日
 の合戦に、義貞、正成、長年等の諸將皆討死したれば今其の死骸を探しあ
 りくのであるといふ。尊氏等之をききて大に喜び似つかはしき首二つ求め
 て獄門にかけ、新田義貞、楠木正成と書きつけ、大に油斷しさらば大將討
 たれたれば士卒は諸方へ逃げるならん、其れ討ちもらすなど四方に兵を分
 け遣したる所を官軍俄に夜討をなして散々に破り尊氏は命からく丹波の

諸將の年齢

八

方へ逃げたといふことである。

参考までに建武元年に於ける天皇及び諸將の年齢は左の通りである。

| | |
|-------|------|
| 後醍醐天皇 | 四十六歳 |
| 護良親王 | 二十七歳 |
| 楠木正成 | 四十一歳 |
| 同 正行 | 九歳 |
| 新田義貞 | 三十四歳 |
| 足利尊氏 | 三十歳 |
| 北畠顯家 | 十七歳 |

九

挿畫は後醍醐天皇の御尊影は京都紫野大徳寺にある原影を寫し奉つたもの
 である。御袴は紅色、袍は白地に模様の入つたもの、右手に持ち給へるは
 檜扇とて檜の薄板を絹糸にて綴り、束帶、衣冠、直衣などの時に使用するも
 のである。

参考すべき年月

一九九四年 建武元年正 月廿三日 恒良親王を皇太子とす。

- 正月廿九日 改元。
- 五月七日 記録所、雑訴決斷所、大番武者所等の結番を置く。
- 五月九日 鹽谷高貞千里馬を進む。
- 五月二十二日 將軍護良親王を捕ふ。
- 十一月十五日 護良親王を鎌倉に流す。
- 十二月七日 成良親王を征夷大將軍とす。
- 一九九五年 建武二年七月二十三日 北條時行鎌倉を攻む、直義戦ひて利あらず護良親王を害して京師に走る。
- 七月二十八日 時行鎌倉に入る。
- 八月二日 尊氏を征東將軍として北條時行を討たしむ。
- 八月十九日 尊氏鎌倉に入る時行奔る。
- 九月十一日 尊氏を召還す、尊氏詔を奉ぜず。
- 十月 尊氏義貞を誅するを以て名とし、鎌倉に據りて反し、自ら征夷將軍、關東管領と稱す。
- 十一月十九日 尊良親王を以て東國管領とし、義貞等をして尊氏を討たしむ。

- 一九九六年 十二月十二日 箱根、竹下の戦官軍敗る。
- 延元元年正月十日 官軍防戦利なく、天皇叡山に行幸。
- 正月十一日 尊氏京師に入り。
- 正月二十七日 官軍大舉、京師を復す。尊氏西奔し、車駕還御。
- 二月六日 顯家義貞正成等直義を豊島に破る。
- 二月十三日 尊氏直義筑紫に奔り、官軍京師に還る。

第二十三 吉野の朝廷

本課に於ては建武中興の業挫折し、姦猾なる尊氏が勢に乗じ皇族を擁して其の私を成し、朝廷吉野に移るの已むを得ざるに至りし事情を知らしむると共に北畠、楠木、名和、菊池等諸氏が何れも勤王の赤誠を致し父子兄弟相繼ぎて其の節を變せず一意王政の興復に努めし事蹟を説き、兒童をして是等忠臣の人となりて敬慕せしめ忠君の精神を涵養せんことを要す。

教授要項

- 一 湊川の戦と楠木正成の忠烈
尊氏の東上、湊川の戦、正成兄弟の戦死、天皇比叡山に行幸、長年の戦死
- 二 吉野の朝廷
光明院の擁立、義貞の北國落、天皇還幸、吉野に遷幸、南北朝
- 三 官軍の有様
義貞の戦死、顯家の戦死、天皇崩御、後村上天皇即位、正行の戦死、親房の薨去、九州の官軍一時奮ふ
- 四 京都の有様
尊氏擅に幕府を開く。尊氏直義を殺す。
- 五 京都還幸
後龜山天皇と後小松天皇、尊氏の擅に立てたる天皇
- 六 忠臣の追賞

湊川の戦

教材と其の取扱

一 尊氏が九州に至り多々羅濱の戦にて菊池氏と戦つて勝利を得たことは、唯々場所と其の事柄を述べる丈に止めて、割愛して先に進むがよい。尊氏が東上の報、義貞の耳に達した。義貞は時に播磨の白旗城に赤松則村を圍んでゐた際であつた。直にこのことを奏上して、援兵を乞ひ奉つた。朝廷は正成に其の命令を下された。太平記の傳ふる所によれば、正成は天皇に叡山の行幸を乞ひ奉り、尊氏をして再び京都に入らしめ、自らと義貞と之を夾撃せん計劃を言上したが、坊門清忠の意見を述ぶるありて其の議用ひられず、遂に死を決して、櫻井の驛に至り一子正行に訣別して、兵庫に赴き、義貞に會して湊川に陣を取つた。義貞が都へ引きかへさず、兵庫にて迎へうたんとしたことは、永く播磨を征する命をうけて未だ其の功擧らず、而も大兵來ると聞き一戦にも及ばずして都に引きかへさんことは武門の名折れと考へたからであ

つて、武士の衷情憐れな所である。

敵は海陸兩道に分れて来る。海軍は尊氏之を統べ、陸軍は直義之を督す。正成僅かに手兵七百を以て、新銳幾萬の(陸路の搦手五十萬騎と稱す太平記)陸軍に當つた。素より勝算のあらう筈がない。而も賊軍の上陸するものあつて正成は腹背に敵をうくることゝなつた血戰十六合主従七十餘人になつた。今は是迄と遂に民屋に入り「七度人間に生れて朝敵を亡ぼさん」との正季の言をきゝて遂に最後を遂げたのである。正成年四十三。

太平記に「其勢次第々に滅びて後は纔に七十三騎にぞ成りにける。此勢にても打ち破りて落ちなば落つべかりけるを、楠京を出でしより、世の中の事、今は是までと思ふ所存ありければ一足も引かず戰ひて云々」とあるより、後世史家其の再舉を計らざりしを惜しむものあり。然れども元來、太平記は一種の小説であつて、其の眞を傳へたものではない。其の場を目

撃して居つて書いたものでもなければ、此等は作者の臆説に過ぎない。

我が國民教育に於て通俗史談を採用するは、其の國民たる志操を養ふに必要なる部分を探ればよい。當時實際腹背敵をうけて自殺より他に途なかつたものと解釋してよい。かくて正成の至誠は益々あらはれるのである。二重橋畔にある楠公の銅像はこの稀世の大忠臣をして長く皇室の藩屏たることを意味してゐる。湊川神社のこと、贈正一位のこと、何れの方面よりも正成の皇室に對する純正無垢の犠牲的精神は表彰されてゐる。

二 新田義貞は不遇の將である、護良親王の令旨をうけて、國にかへり北條氏を亡ぼしたる大功あれど、足利氏の下位に立ち、其の箱根、足柄の戰に破れてよりは世人の同情、楠氏の如く集らず、其の皇太子及び尊良親王を奉じて北國に赴きし後も抄々しき發展を見ずして遂に藤島に戰死す。其將帥の器たる官軍隨一の人にして其の節操秋霜烈日の如きなるに拘はらず、後世の史家

其の之を稱すること楠氏に及ばざるものは誠に不運の大將といはなければならぬ。殊に太平記にある勾當内侍のことより機を誤るとなす説は義貞の爲に冤を雪がねばならぬ。

・ 勾當内侍は尊卑分脈に一條行房の妹と見え、實在の人には相違なきもこれを義貞に賜はりしとの事は太平記の外に何等の徵證なし。且つ其の記述の様全然一場の劇的趣味を認むるものにして、又本書常套の粉飾のみ固より史的事實にあらずと信ず。然れども今假りに一步を譲りて縦令此事ありとするも義貞發向の延引は先づ七日内外のみ。然かも赤松氏の白旗城に據るは足利氏の始よりの計畫なり。又丹波の久下、波々部等の叛も以前よりの事たり。必ずしも義貞發向遅延の結果にあらず。太平記は更に又義貞大命を拜して西下せんとするに當り、瘡病に罹りしを以て其の部將江田行義、大館氏明の二人をして先づ發して播磨へ赴かしむるこ

とを載す。然かも一方に勾當内侍の別を惜みて機を失するといふは全く自家撞着の記事たるを免れず。義貞にして果して遅延の責ありとせばそは恐くは瘡病の結果ならんか。是れ敢て義貞を庇護するにあらず、太平記の記する所を以て義貞の爲めに辯するのみ（新田氏郷土史論、岡部學士）

義貞戦死の有様は新田氏郷土史論にいふ

延元三年閏七月二日、義貞足羽を攻めんとす。國內の官軍皆河合の陣に集る。義貞これを率ゐて燈明寺の側に至る。其の兵を七分して七城に當らしむ。平泉寺衆徒の據れる藤島城の兵撓動す。我兵勢に乗じてこれを圍む。衆徒力戦して我軍幾度も卻く。義貞急報に接し五十騎を提げて間道より赴き援ふ。高經も亦歩卒三百を出して藤島を救はしむ。義貞これと途に遇ふ。敵は楯を持ちたるを以て、これに隠れて亂射す。我兵排楯な

く僅に身を以て遮蔽す、義貞馬に策ちて進む。馬五矢を蒙りて渚中に顛す、義貞起たんと欲して飛矢來つて頼に中る。其の免るべからざるを度り、終に自から刎ねて死す。中野宗昌以下の士腹を刳きてこれに殉じ、從者殆んど殲く。敵將氏家重國なるもの畔を傳うて走り來り、義貞の首を取り、鎧、太刀、刀に至るまで悉く收めて黒丸城に還り、高經に示す。而して未だ義貞たるを知らず、其の太刀及刀の鬼切鬼丸の銘の存するを鎧袖を検して錦囊に宸筆の繪旨あるを得るに及んで始めて義貞の首たるを明にするに至れり云々。

京都にある
神器

三

後醍醐天皇が叡山を下りて京都に還幸しましたことは、尊氏の甘言にまごはされ給ひし爲ではない。時勢の已むべからざるを見て宮方の困難を免れしめやうが爲に一時京都に還幸し給ひ、又他の方面に活路を得んとし給ひし叡慮と付度し奉るがよい。却説尊氏は素より忠心あるものではない。天皇を

花山院に幽し奉り、神器を擅に立てたる光明院に譲り給はんとを強請した天皇はかねて斯の如きとあらんと御考慮されましたから別に設けられたる新器をお授けになつた。此の神器が假りの物であつたといふことは後年、尊氏と直義との不和になつたとき、尊氏が吉野より其の後を襲はるゝを憂いて降参した。そこで崇光院を廢して後村上天皇一統の世になつた。此の時京都にあつた神器も吉野にかへつたことがある。當時の正確なる記録に「この神器は眞器ではない。眞のものは昔の儘吉野に傳へられて居るが、既に數代の間眞の神器として北朝の方にて祭祀等に用ひて來たものであるから濫に棄つるもいかゞであるとして吉野に納められた。」と云ふ記事が残つてゐる。されば京都の方に傳つて居た神器は、皇位相傳の御璽符でないことは明かである。斯くの如くであるから夫れ以後の京都に於て立ち給ふ院は假りの神器さへもなかつたのである。後小松天皇に至つて、後龜山天皇より神器を受けつがせ給うた

ことは云ふ迄もないことである。(三宅博士の説に準據す)

四 吉野の朝廷といふ名稱をつけられたことは從來の歴史にない例であるが之は修正の際三宅博士の説を承るに、南北朝の分立とか對立とかいふことは皇位の性質上認むべからざる事であるから、南北といふが如き對稱の名を用ひず、其の時の皇居ある所の吉野の名稱を採用されたといふことである。而してこゝに吉野といふのは、たゞに花で有名な吉野山のみを指すのではなくて、一時の都となつた賀名生をも籠めて云ふのである。更に又全く南北朝の名を用ひてはならないといふのではなく、唯其の時代の名稱とすることをせられなかつたのである。この見解を持することが大切である。

五 吾人太平記をよんで後醍醐天皇崩御の一節に至れば紅涙の潜然たるを禁じ得ない。天皇英明の資を以て、笠置に南狩し、隱岐に西巡し、萬難に打ち克たせ給ひて鎌倉幕府を顛覆し、よく中興の業をなさせ給ひつるに、一朝梟雄

尊氏の叛するありて、中興の業空しく破れ、昨は比叡の峯の松風に叡慮を惱まし給ひ、今は芳山林壑の響に宸襟を悼まさせ給ふ。延元陵下長へに無念の玉體を鎮め奉る悼ましも悼まし。崩御の記事太平記にあり。

(前略)八月九日(延元四年)より、吉野の主上御不豫の御事ありけるが、次第に重らせ給ふ。醫王善逝の誓約も、祈るに其驗なく、耆婆扁鵲が靈藥も施すに其驗をはしまさず。玉體日々に消えて、晏駕の期遠からじと見え給ひければ、大塔忠雲僧正、御枕に近づき奉りて、泪を抑へて申されけるは神路山の花二たび開く春を待ち、石清水の流途に澄むべき時あらば、さりとも佛神三寶も捨て進らせらるゝことは、よも候はじとこそ存じ候ひつるに御脈已に替らせ給ひて候よし、典藥頭驚き申し候へば、今は偏に十善の天位を捨て、三明の覺路に赴かせ給ふべき御事をのみ思召し定められ候ふべし。さても最後の一念に依りて三界に生を引くと、經文に説れて候へば

萬歳の後の御事、萬叡慮にかゝり候はんことをば、悉く仰せ置れ候ひて、後生善所の望をのみ、叡心に懸られ候ふべしと申されたりければ、主上苦しげなる御息を吐かせ給ひて、妻子珍寶、及び王位、臨命、終時、不隨者是如來の金言にして、平生朕が心にありしことなれば、秦の穆公が三良を埋み、始皇帝の寶玉を隨へし事一も朕が心に取らず。只生々の妄念ともなるべきは、朝敵を悉く亡して、四海を泰平せしめんと思ふばかりなり。朕則ち早世の後は、第七の宮を天子の位に即け奉りて、賢士忠臣事を謀り、義貞義助が忠功を賞して、子孫不義の行なくば、股肱の臣として天下を鎮むべし。之を思ふ故に、玉骨は縱令南山の苔に埋るとも、魂魄は常に北闕の天を望まんと思ふ。若し命を背き義を輕せば、君も繼體の君にあらず、臣も忠烈の臣にあらずと、委細に論言を残されて、左の御手に法華經の五卷を持せ給ふ。右の御手には御劔を接して、八月十六日の丑の尅に遂に崩

御なりにけり。(下略)

六

名和長年、北畠顯家、菊池一族、楠木正行、北畠親房の略傳は教師用書にあれば再び述べず。たゞ親房卿につきては一言注意しておくべきことがある。親房は朝廷の柱石である。前に藤原藤房、後醍醐天皇の股肱の臣としてよく献替した。而も建武中興の業亂れんとするや天皇を諫むること屢次、其の用ひられざるに當つて遂に身を隠す。三度諫めて用ひられざれば去るとは是れ支那の教へである。我が國民たるものは、己れ一人を潔くしたりとて、夫にて臣子の分は盡さるべきものではない。諫めて用ひられざれば致仕すとも、又時を隔てて諫むとも如何なる場合になりても、己一人を潔くせんとするものゝ如きは我が國道ではない。親房が流離顛沛の間にありてよく帝室を守り、軍旅の間に後世の爲に神皇正統記を表はし以て、文武共に國家を思ひ天皇を輔佐し奉りたる功績は、楠氏の如く光明較著の事績はあらはれずとも決して

其の功正成の下位にありとはいへない。天下靡然として賊軍に歸したる間によく朝廷を保護して五十餘年維持の基をなしたる功績は眞の朝廷の柱石といはねばならぬ。

京都の有様

七 尊氏は人心を籠絡して天下を得た。其の唯一の手段は恩賞を厚くして人心を結び付けたのである。其の重賞を得て多くの土地を兼併するものあるに於ては、自然勢威加はりて、幕府に背くは當然である。直義と師直と争ひ、師直を殺し、又直義と争ひては降を乞ひ直義を殺して又反す。無定見無節操彼等の頭には骨肉の親もなければ主従のきまりもない。長く父子兄弟相争ふの範を残して子孫を苦ましむるも、當然の酬である。彼れに名分の正しきからず。民政の勝れたるあらず、唯自己の野心の到達につとめたのである。高山彦九郎に其の木像を鞭うたれ、維新の志士に木像を梟首されたる、人は一代名は末代のこと兒童にとりてもよき誠めである。

後龜山天皇
還幸

足利將軍は義滿より數へねばならぬ。尊氏や義詮は擅にたてたる天皇より任命をうけたのであるから、將軍といふことは出来ぬ。從て幕府といふものも義滿より認めねばならぬ。尊氏のは擅にたてたる幕府といふべきである。

八 後龜山天皇、京都に還幸し給ひて、父子の禮を以て神器を後小松天皇に授け給ふ。こゝに於ては聊かも愛憎の念を持つてはならない。皇位のある所、神器あり。神器ある所即ち皇位である。かくて今上天皇に至ることを説ききかすがよい。

挿畫

九 挿畫は楠木正行が後醍醐天皇の御陵を拜する想像圖である。世に正行は如意輪堂の扉に鏃を以て「かへらじと」の歌を彫みつけたといふことが傳つてゐるが、太平記には壁板とあつて扉とはない。而して今から戰場へ行くといふ時に當つて一族百四十三人の姓名と歌とを鏃の尖でコツ／＼彫刻するとは考へられぬことである。さればこれは筆を以て記したとしておいてよい。

一〇 一朝國難あるにあつては、身を挺して君國の爲めに盡すが我が國民の道である。忠臣は即ち其の義務を盡したのである。されば忠臣其の人の立場よりいへば別に賞されずとも、不服はない譯であるが、明治天皇には其の御仁心より其の精神を賞せられ、其の功業を稱へられて、夫々贈位せられ別格官幣社に列し給うた。忠臣も定めし地下に聖恩の忝けなきに感泣してゐることであらう。しかし我々國民としては、言ふは易く行ふは難いといふことを知らねばならぬ。天下亂離君臣の大義湮滅したる間に在りて萬難を排して、よく節操を持し、皇室を守り奉りたる此等の忠臣は、實に吾等の模範であつて、長く護國の神として崇敬せねばならぬことはいふまでもない。

- 左の事項は筆記せしむるがよい。
- | | | |
|-------|------|-------|
| 淡川神社 | 楠木正成 | 神戸市 |
| 四條畷神社 | 楠木正行 | 河内四條畷 |
| 藤島神社 | 新田義貞 | 越前福井 |

- | | | |
|-------|------|-------|
| 阿倍野神社 | 北島親房 | 攝津阿倍野 |
| 靈山神社 | 同上 | 岩代伊達郡 |
| 名和神社 | 名和長年 | 伯耆四伯郡 |
| 菊池神社 | 菊池武時 | 肥後隈府 |

其の他教科書に表はれざる忠臣であつて、この役に關係ある人は附加すべく又別格官幣社に祀られたる人あらば附記せしむるがよい。(以上卷一終り)

別格官幣社

- 一 一九九六年 延元元年三月六日 義貞白旗城を圍む。
- 四月二十六日 尊氏太宰府を立つ。
- 五月十六日 正成兵庫へ下向。
- 五月二十五日 淡川に正成戦死年四十三。
- 六月晦日 名和長年戦死(七月十三日となすものもある)
- 八月十五日 尊氏光明院を策立す。
- 十月九日 義貞北國經略を命ぜらる。
- 十月十日 天皇京都に還幸。

十二月二十一日 天皇吉野へ遷幸。
 一九九七年 延元二年三月六日 金ヶ崎落城。
 一九九八年 同 三年五月二十二日 顯家戦死年(二十一)
 閏七月二日 義貞戦死、年三十八(三十七となすもの三十九となすものもある。)
 一九九九年 延元四年八月十六日 後醍醐天皇崩御、寶算五十二。
 十月五日 後村上天皇即位、御年十一。
 二〇〇〇年 興國元年五月五日 臨屋義助伊豫に卒す。
 二〇〇二年 興國三年六月十九日 征西大將軍懐良親王、島津貞久を薩摩に破る。
 二〇〇三年 興國四年 源親房常陸より走りて吉野に至る。
 二〇〇七年 正平二年八月十七日 楠木正行細川顯氏を河内譽田林に破る。
 十一月二十六日 山名時氏細川顯氏等又正行の爲めに爪生野に敗らる。
 二〇〇八年 正平三年正月五日 正行四條畷に戦死。
 後村上天皇賀名生に行幸。
 二〇一〇年 正平五年十二月 直義官軍に降る、尊氏と相戦ふ。
 二〇一一年 正平六年二月 尊氏直義と和し、師直師泰を殺す。

十月
 二〇一二年 正年七年二月二十六日 尊氏官軍に降る、直義と戦ふ。
 二〇一四年 正平九年四月十七日 尊氏直義を焼殺す。
 二〇一九年 正平十四年八月十六日 親房薨去。
 二〇五二年 元中九年閏十月二日 菊池武光大に小貳頼尙を破る。
 閏十月五日 後龜山天皇京都に遷幸。
 神器を後小松天皇に傳ふ。

附 録

一、小學歴史教授の目的を論ず

歴史は過去に於ける人間の活動を研究する學問である。其の外面に表はれたると、内部に潜在したるを問はず、多數の人の認めて同意したる所を史實として、知らんと欲する所の研究である。時に考證論斷となりて、古人の迷誤を覺醒することもあれば、或は又、勸善懲惡の精神を籠めて、世道人心を益せんとすることもある。其の客觀的記述たるは、主觀的講述たるを問はず。吾人が其の纏りたる一節、一章、一篇を知了するに於ては、必ずや、何等かの情意的印象を發作するものである。此の時に際して、其の事實が自己に密接の關係を有し、己が其れによりて多大の利益を獲得し居ることを覺るに於ては、此に

其のものに對する一種の愛着心を生じ來るのである。「この愛着心」これ歴史教授の目的である。己れの父母が他人の父母よりも大切にして、己の家が他人の家よりも好ましく、己の郷土が他人の郷土よりも慕はしく、己の國が他人の國よりも愛せらるゝは、全く此の關係より起り來るものである。即ち、己の父母、家郷、自國が他人の夫れよりも愛せらるゝは、其の知ることが他人の夫れよりも多く而も其者が自己に密接の關係を有し、其れによりて多大の利益を獲得し居ることを自覺するよりして生ずる心的現象に外ならない。誠や、故井上子爵の言に「若し反對に一國の人民の愛國心を磨滅せしめんとせば、其の國の人民に歴史を讀むことを妨げ、及び本國の國語を忘れしむる爲に他の國語を教へこむといふことが巧みなる策略である云々」と述べられたのは、尤な言であると思ふ。然り而して、其の愛着心にして、強烈なるものならんか、茲に吾人は感奮興起して、唯々其の者に對して、好愛して離れ難く、感ずるのみならず、進ん

で積極的に發奮努力して、其の者の向上を計らんことを期するに至るものである。歴史教授に於て期待する所の要求は、此の精神の發露である。愛着の心より生ずる發奮努力である。國民教育に於て、教訓歴史の方法を採るも、材料選擇の標準を定むるも、教授の方法を研究するのにも、要するにこの目的を達せんが爲に企つる所の工夫である。

二

愛着の心と、之より生ずる發奮努力とは、家に對しては、愛家心、郷土に對しては、愛郷心、國に對しては之を愛國心といふのである。國に國民性あり、種に種族性あり、人に個人性あれば、其の與へる度合に於て同一の歩調を以てしても、其の受くる印象に至りては、多大の差異あることは免れない。多感性の國民もあれば、持續生の人種もあり、忘却率の大なる個人もある。併し乍ら何れの國民を通じても、其の自國の歴史を知ることによつて、愛國心の養成され

るは事實である。現に茲回の歐洲大戰亂に際して、列國が禍亂の原因を、獨逸國又はカイザーの責任に歸せんと論議するにあたり、獨逸の大學教授九十三名が連署して、辯駁の文書を發して居るのも、新理想主義の大立者、オイケンが自國の爲に大に辯護に努め、責任を他に嫁して居るのも、皆自國の爲の發奮努力である。世界の學者として、人道の爲に正義を論ずるといふ上より批評すればいくらか問題は起らう。しかし、九十三名の學者もオイケンと同じく獨逸の國民であれば、國家が四面に敵を受けて、危急存亡の秋に際會して居るものとするれば、愛國の至誠上、恕すべきものであらうと思ふ。今國民四方に散亂し、唯一つの宗教の未來を夢みて、沙翁劇のシャイロックの様な生活をして居る猶太民族の如きは暫く論外であるが、苟しくも一國を形成してゐる國民に至りては必ずや其の國の歴史を知ることによつて、相應の愛國心を萌すことは信じて疑はないのである。併し乍ら、この愛國心以外の他の徳目に至りては、各國、國體

を異にし、國情相違するを以て、各國が國民の偉大性として標榜する所は各差異がなければならぬ。英のセントルマン、露の沈痛、深刻、持久の力の強き、獨の組織系統的なる。佛の大膽、熱烈なる米國の自由主義等何れも彼等の偉大なる長所であるから、其の國々の人々が其の國の歴史を知る上には、各夫等の偉大性に接觸し行くことであらう。我か大日本帝國は上下三千載、萬世一系の皇統を戴き、君臣の分嚴として定り、忠君即ち愛國、愛國即ち忠君、忠孝一致の家族主義の國體をなせること、これ易性革命を以て事とせる萬國には見出すべからざる唯一の國柄である。嘗て袁氏隣邦支那に帝たらんとして、叛亂の各所に誘起した所以のものは、袁氏の帝德如何にある。袁氏にして天の命を受けて、支那を統一する德だにあらば支民は一齊に其の景德を仰いで少しも差支はなかつたのである。夫は何等支那の國體國風に違背することないのみならず支那國民としては又愛國の道である。然らば則ち、歴史を知ることにて愛國の

結神を發露するは、各國何れも然ることながら、忠君とか、崇祖とか、敬神とかの諸德に至りては、彼此相距ること遠きものである。此に於てか教育の目的は、國體を根本とし、國民性の上に立脚しなければならない。余はこゝに、我が國民教育の歴史教授の目的として、榜示されたる、小學校教則第五條の研究に向つて歩を進めて見ようと思ふ。

三

教則第五條は劈頭に日本歴史教授の要旨を掲げて曰はく、

日本歴史は國體の大要を知らしめ兼て國民たるの志操を養ふを以て要旨とす。

と、文辭頗る簡にして、分つたが如くで、分らざる文である。要旨とは、其の事の要領趣旨である以上、最も大切なものである。されば何人にも誤解なく一讀明瞭の文たることを希望する。苟しくも、其の人の見解に依りて、二様に

も、三様にもなるが如き文は其の要旨が徹底しないことになつて甚だ拙劣な文といはねばならぬ。吾人無學短識を顧みず、かゝる妄言をなし、其の立案したる人並に、教則其のものに對して甚だ敬意を缺く次第ではあるが、勢ひ現今の事情が其の見解區々になつて居る所より考ふれば、研究の爲、又斯道の爲めと許容を願ふ譯である。嘗にこの歴史科の要旨許りではない。修身も、國語も、人に由りて色々の解釋が表はれるのである。余は今次の項目に分ちて、疑問と意見とを附説してみようと思ふのである。

- 第一 日本歴史と冠したる理如何
- 第二 國體とは如何
- 第三 國體の概要とは如何
- 第四 兼てとは如何
- 第五 國民たる志操とは如何

此の五つの項目に對し、要旨の次ぎに列擧されたる「建國の體制、皇統の無窮、歷代天皇の盛業、忠良賢哲の事蹟、國民の武勇、文化の由來、外國との關係等の大要を授け、以て國初より現時に至るまでの事歴を知らしむべし。」との文章との關係、及び、現國定教科書との關係等について顧慮して見たい考へである。以下蕪言を並べるところを許し給へ。

四

第一、單に歴史とせずして、日本歴史と冠したる理如何。地理科に付ては、別に日本地理と限定せずして、地理は地球の表面及人類の生活状態に關する智識の一斑を得しめ云々」とあるに拘らず、歴史に於ては、日本歴史と限定されたるものは何故であらうか、素より兒童能力の問題、時間數の問題とも關係して居ることであらうが、これは主として、喜田博士の著述にかゝる國史の教育中に説明されたことが、其の重なる理由と見做されるのである。依て其の要を

摘んで見れば、

外國の事歴の中にも、随分國民として知つて居なければならぬ事が多い。併し、未だ思想の固まらない兒童に向ひ、特に根本から國體を異にして居る諸外國の事歴を授けることは非常なる弊害を來すことがある、孟母三遷の教も孟母が孟軻をして教育上利益なき、又有害なる事に觸れしめず、専ら利益多き方面の事のみを馴れしめ様と努め、而して其の成績は甚だ佳良であつた。我が日本國民は萬世一系の天皇を戴き、世界無比の立憲君主國に生れて、甚だそれに満足し、之に由りて十分なる幸福を享受し、且つ之を以て心からの誇として居る。然るに世界の例を見るに、初から君主の無いものがある。或は嘗て君主があつたのを廢して、人民互に總代を選び、其の總代をして、國を治めしめて居るものもある。若し其の國民がそれに満足し、それによりて兎も角も幸福を享受して居るが如き事實があつたならば、未だ國史に通せず

我が國體の尊きを知らず理解力亦未だ發達せざる兒童に向つて、直ちに其の事歴を聞かしめる事の可否如何は、もはや問題ではあるまいと思ふ。又我國民は萬世一系の天皇を以て、絶對無限の君主と崇敬し奉つて居る。然るに世界には、君を以て國の爲民の爲に存在する者だと解し、若國に不忠實で、民に不親切なる君がある時は、之を追放し、又は殺してしまひ、而も其の首魁が時として聖人なりとし、或は自由の神なりとして崇敬されてゐる、世界に於てかかる事例の存在して居る事を思慮の未だ不確定なる兒童に授ける事の可否は孟母三遷の教を俟たずとも明である云々。

の如く記され居る。予はこの見解に對して異論はない。素より然るべきものであらうと思ふ。併し我が國の國體を説くに當り、我の美なる所を知らさん爲諸國の事例を引用して話す事並に、外國と關係のある場合に、其の事情を明瞭にする爲に彼地の事を話すは、これ我國史を明かにせんとの目的に出るのであれ

ば毫も法會に恃ることはないのである。

五

第二に國體とは如何といふ問題である。國體とは國家成立の形體である。我が帝國の根本的性質である。然らば其の實質は如何なるものであらうか、人々に由つて様々であらうが、何人と雖も萬世一系の皇統を戴いて居るといふことには異論はなからうと思ふ。井上博士が國民道德を説かれた中に國體の實質としては、萬世一系の皇統を基礎とし、之より生ずる所の屬性に七つの項目のあつたことを列挙せられて居る。

- 一 國體と政體とが分離す
- 二 忠君愛國の一致
- 三 皇室が國民に先ちて存して居ること
- 四 祖先崇拜

五 家族制度の體系

六 君臣の分明かなること

七 國民の統一體なること

人に由つては、此の項目を或は分解總合し、或は尙他にも項目を數へ立てることも出来やうが之を要するに、我が國體なるものは、建國以來、神勅に由りて定りたる、萬世一系の皇統でなくてはならぬ。この一大精神が貫流する所より實質として此等の屬性が湧出するものである。却説其の項目には多少の異動あるとするも大體かういふことが、我が國體なりとすれば、此の方面の調査を十分に、其の項目を基として別に年代などかへりみずに、たゞ歴史的事實を以て潤色し敷衍する方針を採つても、國體に關する知識は與ふことは出来るものである。現に高等三學年の修身書等はこの方針に由つて著述されるものである。然らばこの精神を歴史科に於て傳へんとするは何故であるか、歴史を知

るといふことに價値なく、其の國體を知ることのみ價値があるならば、歴史科といふものを設けず、之を修身科又は國語科等に於て説くも差支はない筈である。然るに建國の體制以下の七項目の教材選擇の標準を掲げ、國初より現時に至るまでの事歴を知らしめよと、指示されたるは何の爲であらうか、若し國體といふことを、國家成立の形體とか、萬世一系の皇統を戴く國家といふが如き單なる意味に解釋したものならば、前掲の七項目の選擇方針と交渉が甚だ少く思はれる。要するに本文の國體の概要といふことは國史の概要といふ意味にあたるのであらうと思ふ。こゝに國史の概要と解することに於て歴史は歴史として獨立の價値を認められるのである。即ち余が最初に於て述べた如く、其の本體を知ることには、必ず之れに對する愛着の心を起すものである。即ち斷片的人爲的に其の必要なるものゝみ説きて演譯的に理解せしむるよりも、事實ありの儘を提供して、其の中より歸納的に覺らしむることが眞に其の國を覺らしむる道で

あつて又愛着心を起さしめる捷徑である。遠い所から道筋を教へてゐるよりも、實地其の場につれ行きて、其の道を歩ましめ、而して其の道を教へば、之れ最も道を理解せしむる方法である。而して、更に又我が國の歴史は世界に類のない尊い歴史であつて、これを知ることが知識として即ち國民的常識としても必要不可欠のものであるからである。即ち歴史を學ぶことに由つて得らるる形式的價値は、其の國を知る事に由りて得らるる愛國心は言ふまでもなく、社會生活の真相を知らしめ、治亂興廢の由つて起る所を覺らしめ、處世上の判斷力を養ふ等其の事項は少くない。是等價値のもとに歴史は一科目として存立するのである。

六

第三に國體の概要とは如何。國體を前段に於て、大體、國史の概要といふ意に解したるを以て、自然材料の具體的制限を要することになる。即ち今日に於ては國定教科書其のものを以て法令の規定したる國體の概要と解釋しなければな

らない。されば、余は次の如く解釋して居るのである。

教則に掲げられたる、建國の體制、皇統の無窮、歷代天皇の盛業等の材料が之が國體の概要を授くる材料であつて、換言すれば國史の概要といふことになる。之を話して行く中に、我國は萬世一系の天皇を戴く國柄であるといふ精神並に、井上博士が唱へられた、君臣の分が明かなりとか、忠君と愛國とが一致してゐる國であるかといふ如き兒童にもよく了解の出来る精神、所謂、國史の精神、を彼等の腦裏に印象せしめて行くことが、先づ國體の概要を授けることに當るものである。而して、現在としては、現行教科書の材料並に其の分量が、教則の要求する所の概要の體現である。と考へ置くのである。

七

第四に、「兼て」とは如何、我が邦文語法の慣例に従へば、「兼て」の文字は、

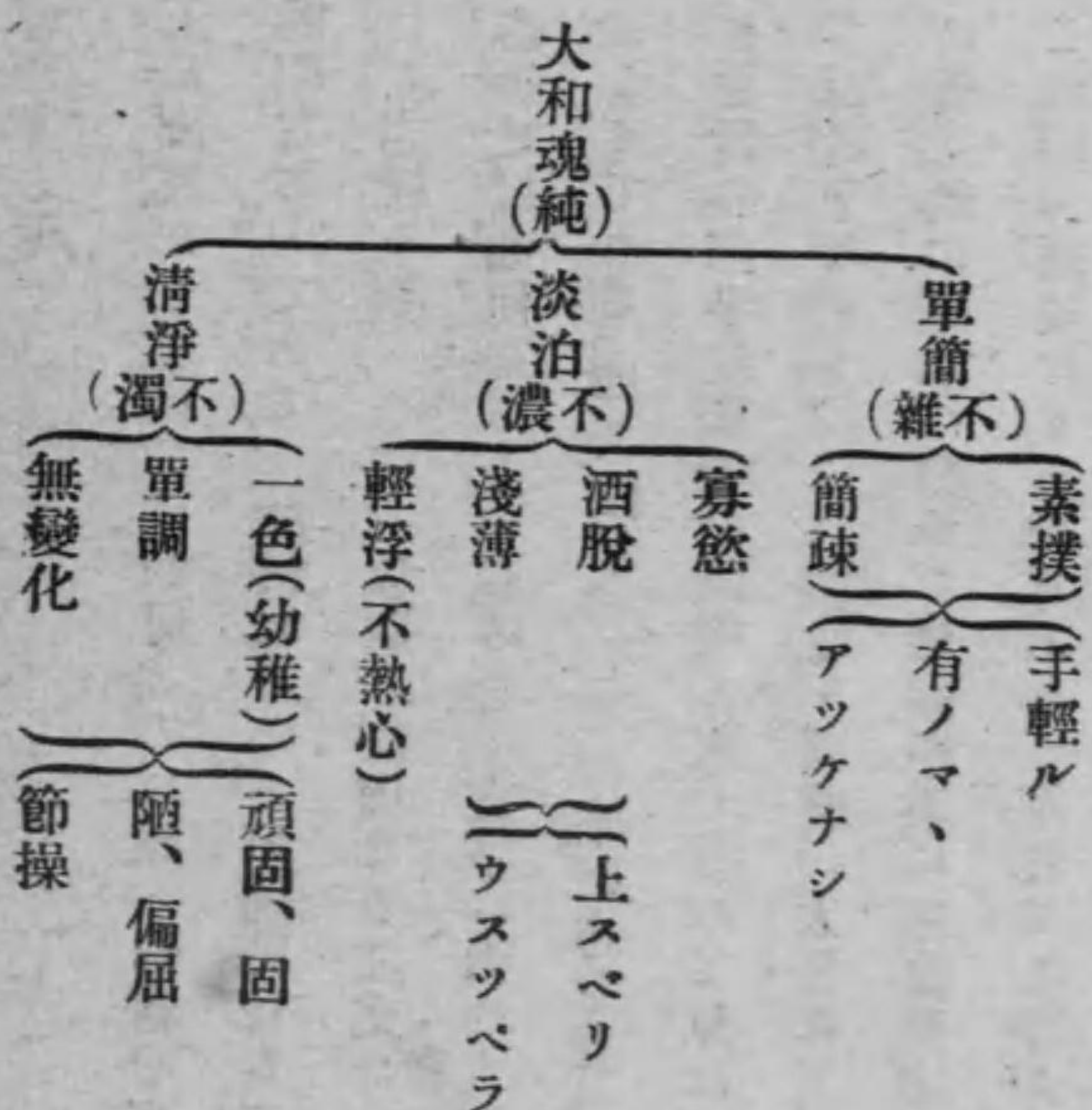
副貳的事項の上に冠するが例である。陸奥守兼鎮守府將軍といへば、陸奥守が主で、鎮守府將軍が副である。此の語法よりして、「概要を知らしむる」が主で「國民たる志操を養ふ」は副になると解釋するは無理もないことである。併し乍ら、此に一國の歴史を知りたりとせば、其の知らざる以前に比し、其の知識よりして生ずる一種の情意的現象の發作するは、疑のないことであつて、一物について見るも、一家について見るも、一郷、一國について見るも、同じことである。其の讀む史籍、又は其の語る人の史話の體式に由つて、受くる印象に濃淡深淺の別こそあれ、夫れ相應に發現し來るは前段既に之を説いた所である。若し夫れ書籍にして其の材料も深刻に、文章も熱血の文字ならんか、讀者は之に共鳴すること大なるべく、教師にして、其の教材も悲壯のもので、自ら感動して悲憤に咽んで説話すれば、兒童も亦將に感奮興起するに至るのである。鉦を打つこと力強ければ、力強く響き、優しく打てば、弱く響く。夫れ此の如き

ものであるならば、知識を興ふること、情意を起さしむること、は密接不離の關係であつて、即ち、國體の大要を知らしむること、國民たる志操を養ふこととは、全く同一の作用より生ずる表裏の關係である。さればこれに主副の關係を考へることは、甚だ不合理のこと、考へねばならぬ。素より歴史は前後の連絡を要する學問であるから、時に、一篇中、又一課の中、又一時間の中には、教材によりて、情熱を要せざる箇所が多々ある。即ち全く、兒童をして情的應答、意的應答を要せざる單に知的應答を以て足れりとする箇所が多々ある。ありたりとて、夫が別に國民たる志操を養ふことを度外視したるものでもない。材料の然らしむる所であつて、別に不思議はないのである。然れば則ち、教則の「兼て」の文字は、如何に解釋すべきか。余はこれは皆、他の教則にも一般に使用し來りたる慣例を以てかゝれたるもので文章上の句調を揃へる爲の語であると解釋するのである。

八

第五に國民たる志操とは如何、これ頗る恰當の文字であつて、其の内容は頗る不鮮明なるのである。如何なることが國民たる志操なるかを明示せずして、國民たる志操を養へとは、教則も無理なる註文といはねばならぬ。然らば國民たる志操とは如何なるものなるか、文字に由つて解釋すれば、志操とは堅い志といふことである。即ち國民としての堅い志を養へといふことになるのである。これを要旨の前半並に教材選擇と照し合して見れば、建國の體制以下の項目によつて説話をなして、これにより國體の大要即ち國史の大要を知らしむれば、そこに情意的の國家に對する愛着心並に發奮努力の精神が表はれてくるのである。これ即ち國民たる志操であると解釋する事が出来る。しかし、夫れにては餘り空々漠々として、我等が實際教授に當つても力説敷衍する點も不明である。されば今之を俗にいふ大和魂なるもの、又は國民性なるものと比較して大體の

實質を握つて置くといふことは必要なことであらうと思ふ。即ち先づ坪内博士の大和魂の表を掲げて見れば次の如くである。



これが根本であつて、時代により、各色彩を加へて、和魂漢才となり、清廉潔白となり忠勇義烈となり、高雅優美となり、來るものであるとの説である。次に國民性といふ名稱のものに説述されたる芳賀博士の國民性十論の項目を列擧して見れば、

- 一、忠君愛國
- 二、崇祖、重家名
- 三、現世的、實際的
- 四、愛草木、喜自然
- 五、樂天洒落
- 六、纖麗纖巧
- 七、淡泊瀟洒
- 八、清淨潔白

九、禮節作法

一〇、溫和寛恕

三澤學士、野田學士、加藤咄堂氏等の國民性に關する研究も讀んで見たが、大同小異であるから、省略することにする。却說今前後兩者を對比して見るに、大和魂といふのも所謂國民性を書かれたものである。而して、前者には我が國民性の缺點も列擧せられて居るが、後者には其の長所のみを述べられたものと思はる。然れば則ち、國民たる志操と國民性とはどんな關係を持つものであるうか、國民性には長所もあれば短所もある、「養ふ」と云ふ上よりいへば、好んで短所をも養ふ必要はないから、歴史的の長所を指したものであるが、國民としての堅い志といへば、素より將來の活動を豫期してのことであるから長所を發揮すると共に短所をも矯正して、進むべきであらう。而して又、國民性を訓練することは歴史のみが之を擔當し得べきものでもない。忠君愛國とか、

崇祖、重家名、とか又質實尙武等の事項は歴史中其の材料に乏しくないけれども、假りに芳賀博士の十論中の十項目が我が國民の長所を慥かに指したものであるとしても、樂天洒落とか、纖麗纖巧とかいふこと等は、歴史中之を立證する材料が甚だ少い。よしあつたとしても、此の國民たる志操といふ文字とは交渉が少いと思ふ。されば余は常識的であるが、國民たる志操を養ふことは、兒童が將來國家的社會的活動をなすに必要な智情意と解釋して居るものであるから、其の實質はどんなことかと尋ねられたら、

忠君愛國の精神を第一に置くべきは勿論、敬神崇祖、貞操節義、質實尙武、寛仁大度等の諸徳を養ふことに重きを置き、一面、邦人の缺點として指摘せられて居る。經濟思想の養成、偏狹固陋の打破、持續性の習慣を養ふ等に着眼し、同時に歴史上に表はれ来る、古人の材幹、方略等を現在に應用して進むべき進路を指導し、又事件の成敗等より彼等兒童の將來活動に刺戟を與へ

て置くことなどが、所謂國民志操を養ふ所以であらうかと考へる。
と答へようと思つてゐる。

九

以上八節に亘りて縷述したる所は、余が本科教授の目的に對する見解と教則との交渉を述べたものである。之を要するに、歴史は、其の本體を知ること、於て愛着の念の發するが此の科の生命であることより説き及ぼして、國體の大意とは大體の國史の大意といふことにあたること、に説き進み、我が國體を知ること、は、歴史其の科に由つて迎るが順當で自然なること及び、國體の大意を知らしめることと、國民たる志操を養ふことは、密接不離の關係であること並に國民たる志操の實質的方面に説き及んだ積りである。考へて見ると教則の文は甚だ無識の爲か不明瞭の點が多いから、平易直裁に記述されんことを望むものである。

不文短識。權威ある教則に對し、曲解したることなきやを恐れる次第である。

(本文は嘗て教育研究に登載したる論文なるを今訂正して卷末に附す)

一、 歴史教授と教師の態度

一

歴史を述べたる態度に大凡二様の形がある。一つは不偏不黨取捨選擇をせず事實有りの儘を讀者又は聽者に傳へようとするもの、今一つは、己の主觀を加へて道徳上の精神を傳へようとするものである。前者を科學的といへば、後者は教訓的といふことが出来る。我國並に支那に多く用ひられた歴史編纂の態度は即ち後者に屬するもので、何れも勸善懲惡の精神に由つて記述されたものである。孔子の春秋、選固の史記漢書、を始め我が國の六國史、大日本史、日本外史など皆作者の主義精神を傳へることに立脚してゐる。近世科學思想の勃興

は歴史をも社會學の原則に照して考證論斷し、古史の誤を正し、事實の真相を論究することになつて來た。これが爲めに架空的浪漫的の史話は漸次實際確實のものとなつて來た。誠に學問の進歩で歴史として價値を漸次高めることになつて來るのであるから誠に尊いものである。併し乍ら之は專問的研究に屬することであつて、吾人が國民教育に於て探るべき途は、與へられたる材料を教訓的に取扱ふが本體であり役目である。教則に國民たる志操を養ふとか修身科と聯絡して取扱へると明示してゐるのは、法令の上よりもこの教訓的歴史を採ることを指令せられたものである。

二

却説吾人は茲に教訓的歴史を探るとして、如何にせば最も生氣潑測たる教授をすることが出来るであらうか、如何にせば小學歴史教授の目的たる國民たる志操を養ふことが出来るであらうかといふに、其の教材が全く教師の人格よ

り發したるものでなくてはならないとは教育學の教ふる所である。山鹿素行や吉田松陰や、山崎闇齋が其の門弟子に説いた經學、史學、兵學は何れも此等偉人の人格より出でたもので、蓄音機の如くレコード其の儘を聽者に傳へたものではなかつたであらう。大日本史や日本外史に由つて維新の志士が鼓舞發奮されたのも其の文字を通じて來る作者の人格、主觀に共鳴したのである。吾人寡聞未だ我が國小學教育に於ける歴史教授界の趨勢は分らないが二三見る所を以て推すに、歴史を自己のものとして學ばしめるといふ精神が缺如してゐるではなからうかと思ふ。單に昔話として、他人の事實談として、之を聞くといふ風になつてゐるではなからうかと思ふ。歴史は己の志操を研く爲の學問である。己の一生が主文であつて歴史は其の註釋であるとの考へで進まなくては國民たる志操を養ふといふことにはなるまいと思ふ。されば之を此に導かんとする教師は單に歴史的事實の材料を精査するといふことは云ふまでもないが進んで其

の史實に對する史論見識を定めて置くといふことが最大切である。

三

併し乍ら、此の史實に對する史論見識を定むるといふことは事實頗る困難な事である。第一事實の真相といふものは容易に分らない。第二古今によつて事情に非常なる相違がある。第三に教師の學識が不足である。ある此等の事情に由つて若し各人が各主觀的に人物事件の判断をしたならば、古英雄をして地下に泣かしむること夥しきものがあるであらう。或は又兒童をして遂に誤らしむることがないとも限らぬ。かゝる恐れあるが爲によいと信じながらも敢て徹底的に遣り切る事が出来ないのではなからうかと思ふ。併し乍ら余はよいと信じたることは可成其の障害を除去して進みたい。懸崖溝壑はあるとも前途の光明に向つては進まねばならぬ。此に於てか我々は今少しく歴史といふものについて考へて置く必要がある。

四

歴史の尊きは其の眞なるが故である。又眞なりと信するが故である。併し乍ら此の眞なりと云ふは果して眞の眞なりやといへば、夫は頗る疑問の物である。素より動かぬ所の眞もある。即ち明治天皇御大葬の當日乃木大將が自盡せられたといふことはそれは動かぬ所である。併し一步進んで乃木大將自殺の原因は如何といへば、色々の理由が傳へらるゝが如くあれであらうか、これであらうかと推測するのみで慥かに「かう」と断定することは出来ない如く、史上の事物も其の原因とか活動とか云ふことは容易に分るものではない。學者が歴史を作るは多く古記録を基として作るのであるけれども、其の記録なるものは、全く筆者の主觀を離れて純客觀的に書き得るものではない。現に今日の歐洲の大戦争について見るも、獨逸軍側では、或は陣地を占領したと記録すれば、聯合軍側にては、不利なる陣地を捨て、有利なる陣地に據つたと記録してゐる。獨逸

軍の方から見れば勝つた意味であるが、聯合軍側から見れば負けた心ではない素より古記録を史料として選定するには、十分精選せらるる事であらうけれども、其の記録のなるは多くは事件成敗の分れし後であるから、勢、勝者の方の手に由つて記録されたものが多い。源平時代の記録は平家が亡びて源氏北條氏の世になつて出来たものが多く、織田、豊臣、徳川時代の事柄は豊臣が亡びて徳川時代になつて出来たものが多い。すれば人情として、勝つた者の方が大體よく、負けたもの亡びたもの、方は大體にまづく書かれてゐるが事實であらうと思ふ。若一董狐の筆を用ふるものがあれば、夫は當時の官憲によつて隠蔽されることになつたであらうと思ふ。此の如き記録を集め、夫れに著者の主観を交へて書いた歴史の書物であるから、餘程事實とは遠ざかつて居るものであらう。此の如くにして、第二の歴史、第三の歴史が編述され上梓され、其の第何十代目か何百代目の書物によつて得た知識を教師が又教師の主観を加へて話

すことであるから、最初の事實と兒童の收得したる知識とは餘程の差異があるものであらうと思ふ。されば吾人は職責上、又歴史の尊嚴を保つ上から、十分精細に史實を調査して教授せねばならぬは勿論であるが、又一面自己の主観を全く止めて、参考書で調べた通り話した所が夫が眞の事實でもないと思ふことを知らねばならぬ。而して其の何れも其の大體の要項は之を受継來つて居るのであるから、吾人も亦大體の筋道を誤らざる範圍に於て、之を主観化して教授することは少しも差支ないことであらうと思ふのである。

五

併し乍ら、又史論の分れは恐いもので、彼の一時大問題を引起した南北朝問題の如きも、全く史論見識の相違より來ることである。而して、史實の真相の分らざる限りは其の判断も何れが是か非か分るものではない。表面の事實丈で判断した事柄は随分滑稽な事になるであらうと思ふ。併し乍ら吾人は専門家

にあらず、政治のことに法律のことに兵術のことに財政の事にも何れも門外漢である。されば専門的見地から眺めて批評するなどの事は到底出来ることではない。故に吾人の進むべき範囲は、第一與へられたる教科書に精神に立脚しなければならぬ。第二に對者は兒童なることを考へて彼等の理解し得る程度でなくてはならない。此の二箇條を準據として、彼等を偉大ならしむべく彼等をして堅固なる國民たる志操を保持せしむべく、彼等をして、歴史は唯事實を教ふる教科にあらず我等を偉大ならしむる修養の教科なることを自覺せしむるやうに導かねばならぬ。即ち、古今を通じて、自己を捨て、主家の爲、又領土の爲又邦家の爲皇室の爲に働きたる犠牲的精神に對しては最稱揚し、邪曲の行ある徒に對して十分に排斥し、又古今によつて其道德的判斷を異にするものは其の當時になりて批判せしめ、之を現代に應用して進路を教へ行くべく、し而て又史上の事件人物の行爲に對し、是非善惡の判斷教師自身にも不明瞭な

るものは是非の判斷の出來ざることを偽らず告白して、妄斷を避けるが彼等を正しく導く道であらう。此の如き方針を以て進まは、其の各人が主觀化する所に於て多少の徑程は生ずることありとも決して角を矯めて牛を殺すが如き愚は演出しないのみならずよく歴史科當面の目的を達することが出來ようと思ふのである。

六

歴史科教授に於てなすべき仕事は多い。教科書の取扱も其の一つである現行の教科書は長所もあるが又短所もある。吾人は須らく活用すべしである。本科教授の目的は國體の概要を知らしめて國民たる志操を養成するにある。即ち精神修養の目的を以つて居る。されば此の目的を達せんが爲に障害をなす所の難字難句の如きは振假名を附けしむるなり、摘解を記入せしむるなり其の方面の時間と勞力とを軽減するが必要である。

余は本科教授に於て批判力を養成することは、唯に本科教授の目的を達する許りでなく、人間處世上の活動力の基礎を作るに於て非常の效果があると思ひ居る。社會萬般の出來事は人間を對手としての問題である。一家を治むるも近所隣と交際するも、一學校を經營するも、一縣一國を治むるも、皆人間を對手としての活動である。古來、經と史とは政務の兩道と稱へられた。今日の言葉でいへば修身と歴史とである。人間生活に要する所の知能は百般の學術技藝から收得するのであるが、余は、人間と人間との交渉を研究する歴史に由つて其の得る所は多大であると思ふ。又人間の批判力といふものは其の實行力よりも遙かに高く抜き出で、居るものである。今日政界に於ても、新聞なり雜誌なりに立派な批評があり、國技館の相撲にも角通の人からは適切なる評語を下してゐる。然し夫等の人が直ちに眞の實行の力があるのではない。我等とても自分等より數等の上の人の行爲についても忌憚なく批評することが出来る。

しかし實際其の衝に當つたら必ずさうは出來ぬのであるが、之は批評家と實際家の分れる所ともいへるし、又一面各人天賦の偉大性を以つて居るともいへる之に由つて彼此交互發達することが出来るのである。唯今迄の史實一遍の教授では甚だ嫌らない。兒童をして音に史上の或る一點に立たしめて、己のものとして學ぶといふ方針で批評もし、判斷もして行くやうに導いたならば唯に忠君愛國の志操を養成する許りでなく、處世萬般の出來事に對しても、適當なる創造力判斷力を湧出する人材を養成することが出来るであらうと思ふのである。

三、歴史を初めて教授する人々へ

歴史は兒童の好む教科である。何れの兒童に聞いても歴史を嫌いな科目に數ふる者はない。なせ好きかと聞いて見れば、面白いからといふ。此の面白いといふ言葉の中には、彼等の精神上に數へきれない幾多の利益を與へてゐること

を暗示してゐるものであらうが、教師は尙もよく注意して、本科目的のある所を察し、寶の山に連れ行きながら、寶を持たせずにかへしてはならない。茲に自分が教授に當るまでの順序を書きあげて、諸賢の参考にしやう。

第一は教科書の本文を熟讀することである。教科書は夫々専門の人が念に念を入れて作られたものであるから一言一句注意してある。殊に名分に關する事項については特に意を拂はれたものであるから、吾人は常に舊教科書と對照して見て、其の改正されたる所をよく飲み込まねばならぬ。次に附録の表と照し合せて、其の關係を調べ置くべきである。唯に其の日の教材を調べる許りでなく、其の前後の脈絡をよく知悉すべきである。時によると、後になつて立派に説明してあるのを氣付かずに、自分の意見として差し加へ、大に困却を來すことがある。

第二は、教師用書を十分に調べあげることである。説話要領の所は云ふまで

もなく、参考の所をよく見て、編者より、要旨として示された所並びに注意として、書き上げられたる所は十分に熟讀玩味せねばならぬ。これに由つて史實の骨格を作らねばならぬ。世の中に歴史の参考書は汗牛充棟音ならざる有様だが、其の作者の主観が加はつて出来たものであるから、史實に於ても色々に説の岐れた所がある。夫等は、教科書、並に教師用書の説に従はねばならぬ。

第三は、参考書を一通り調べるがよい。若し手に入ることが出来たならば、其の教材に關係ある物語類を一讀するがよい。例へば保元の亂の所ならば保元物語とか、源平時代の所ならば、平家物語とか源平盛衰記の如き類、或は又現代の文學者の手になつた、日本史蹟とか、其の他兒童文學として書かれた英雄談などを一讀するがよい。夫は教師用書は其の骨格ばかり書きあげられてゐるから、教壇に立つて話をする場合に話に肉がなく、血が足りない。古今の文學者によつて書かれたものをよむと、何となく、其の舞臺が鮮かになつて來て、

如何にも其の當時になつたやうな氣分がするものである。又、其の物語類の中には、中々捨てがたき、逸話や通俗史談が含まれてゐて、僅か一口か二口で、如何にも其の人物の人柄が想像され、其の事件の真相が明瞭になることがある。但し夫は肉とし、血として、調べて行くのであるから、肝腎の骨組をも其の方に取られてはならぬ。骨組は教科書なり、教師用書なり、又一般に正確なる歴史として目されたる物によりて定めねばならぬ。こゝで十分に教材を精選して主眼はこゝ、具體化すべき所はこゝと、定まつたならば、

第四教案に着手するがよい。教案は夫々其の學校にて形式が定められたることであるから、其の様式に従つてよい。歴史の教案は大體豫備、提示、整理の三段位でよからうと思ふ。此の時には歴史は昔の事を説くのであるから可成其の事柄がよく分るやうに、直観方便物を用意するがよい。即ち年代圖、地圖、繪畫等である。さうして、教案は詳案、略案夫は各自の隨意であるが、教材の主

眼點と方法上顧慮すべき大切なる問答とは記入しておくがよい。更に予の経験よりいへば書板要項を整理しておくことは、最も教授を巧みにする方法の随一であると思つてゐる。

第五、愈々教壇に立つたら、言語はゆつくりと、平易な言葉で話すがよい。態度は自然的なのが一番よい。声色をつかつたり、故意に身振をすることは慎まねばならぬ。其の教材に同化する餘りに熱血が奔つて、時に卓を叩くやうになるのは自然的に來たものならばよいが、故意になつてはよくない。若し思はず卓を叩いても兒童が少しの異様の感を持たなかつたならば夫こそ上乘に氣乗らした教授であるが、教師の態度について、兒童が失笑するやうなことがあるのは、未だ其の室内の空氣がそこまで漲つて居ない證據である。

説話は全體講演式になるものであるが、裁板に水の如く懸河の辯を振ふよりも、時に發問して彼等をして發動的に學ばしめて行くやうにするがよい。しか

し、これも程度問題で感情の誘起は繼續した所から、起つてくるから無暗に切つてもよくない。教材によつて加減すべきである。

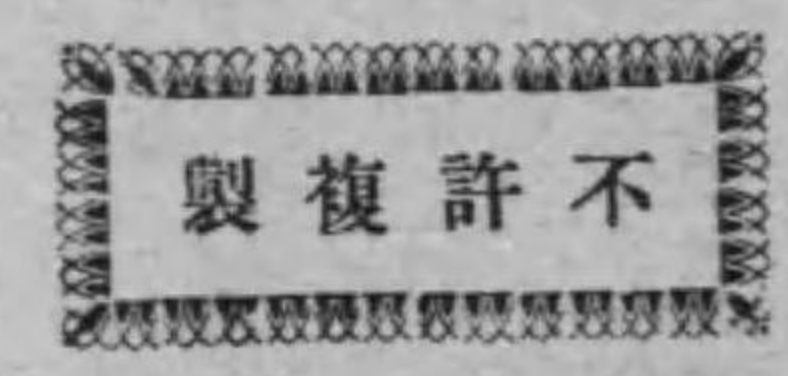
次に説話を具體化する爲に、必要な傳説や逸話を加入することはよいが、其の教材には知識として、永久に記憶せしむべき要點があるから、それを逸してはならぬ。自分は嘗て師範の門を出た頃、未だ國定の教科書のなかつた頃其の頃の高等一年生今の尋常五年生に當る兒童に、仁徳天皇と菟道稚郎子とが互に御位を譲り合ひせられたことを話した。其の後試験をして、兒童に「仁徳天皇について知つて居ることを書け」と命じた所が、或る一劣等兒は、何事も書かずに、唯、「仁徳天皇の御代に看がくさつた」とのみ書いた。自分は何のこともだか暫くは分らなかつたが、漸く考へたのは、其の兩皇子が互に御位を譲り合ひせられた爲、貢を持つて行くものは、仁徳天皇の方へ行けば稚郎子の方へ持つて行くと仰せられる。稚郎子の方へ行けば、お兄様の方へ持つて行くと仰せら

る。看の如きものは途中で腐つたといつたのを思ひ出した。實に慚愧に堪へぬ次第で、爾來よき誠としてゐる。かゝることは随分多からうと思ふ。要點把持の大切なることを今でも痛切に感じてゐる。こゝが大事な所だ、こゝを覺えて置くと教師のいふ許りでなく、兒童にも其の要點は復演させることが大切である。次に教科書はよく讀まさねばならぬ。教科書は教授の初めにあたつて讀ませることを主張する人もあるが、歴史の如きは大體話をした後讀ます方が自然の順であらうと思ふ。今の教科書は餘程六ヶ敷、兒童の讀書力に相應してゐないから、誰しも皆困ることであるが、漸次改良されてやさしくなることであらうと思ふ。夫れ迄はやむを得ないから、鉛筆なりペンなりで振假名をふらしめ語句の六ヶ敷どころは解釋を書きこむやうにしたならば、餘程までに兒童の負擔を減ずることであらうと思ふ。

中教案 歷史教授の實際案終

大正六年六月九日印刷
大正六年六月十二日發行

中教案 歷史教授の實際案 卷上
正價金九十錢



著 者 山 田 義 直

發 行 者 辻 本 經 藏

印 刷 者 金 澤 求 也

印 刷 所 元 眞 社

發 行 所

東京市神田區猿樂町二丁目二番地
振替口座東京壹貳壹壹壹

教 育 研 究 會

◎東京高等師範學校訓導 飯田恒作先生新著

(最新刊)

教案綴り方教授の實際案

洋裝總布上製美
本全壹冊
正價九拾錢
送料八錢

◎本書は實際家の爲めに生れ、斯科至難の解決者たり、先生曰く「自分は努めて獨斷を避け、積りてあるが具體案の名に因はれて實際家の研究心を麻痺させざるやうに世に媚びた態度はとらぬ」と
此の健全なる精神を以て多年の實際研究に生れたる良書なり。其の眼目とする處は
一、綴り方教授の聯想は如何なるに於て、
二、吾々は如何にしてこの難點に處すべきか、
三、實際家の求むる新天地位は如何に、
指導上の注意を述べ、二、主要なる教授案例を加へ、三、之れに兒童の成績を添へて實際家の爲に提供したる最良の教科書たり。

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----------------|--------------|--------------|------------------|--------------|--------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 緒言 | | 第一章 現今綴り方教授の難點 | 第二章 綴り方教授の目的 | 第三章 綴り方教授の形式 | 第四章 綴り方教授の指導上の注意 | 第五章 綴り方教授の系統 | 第六章 綴り方教授の方法 | 第七章 綴り方教授の指導上の注意 | 第八章 兒童成績の指導上の注意 | 第九章 兒童成績の指導上の注意 | 第十章 兒童成績の指導上の注意 | 第十一章 兒童成績の指導上の注意 |
| 第一節 | 第二節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 | 第一節 |
| 第二節 | 第三節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 | 第二節 |
| 第三節 | 第四節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 | 第三節 |
| 第四節 | 第五節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 | 第四節 |
| 第五節 | | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 | 第五節 |

發行所 東京市神田區猿樂町二ノ二番 教育研究會

書叢授教新科各 心中案教

目概の容内

第一章 戦後の教育問題の要點
 第一節 戦後の教育問題の要點
 第二節 戦後の教育問題の要點
 第三節 戦後の教育問題の要點
 第四節 戦後の教育問題の要點
 第五節 戦後の教育問題の要點
 第六節 戦後の教育問題の要點
 第七節 戦後の教育問題の要點

第二章 理科教育の理論と解決
 第一節 理科教育の理論と解決
 第二節 理科教育の理論と解決
 第三節 理科教育の理論と解決
 第四節 理科教育の理論と解決
 第五節 理科教育の理論と解決
 第六節 理科教育の理論と解決
 第七節 理科教育の理論と解決

第三章 理科教育の現代
 第一節 理科教育の現代
 第二節 理科教育の現代
 第三節 理科教育の現代
 第四節 理科教育の現代
 第五節 理科教育の現代
 第六節 理科教育の現代
 第七節 理科教育の現代

◎東京高等師範學校訓導 水木 梢先生新著 (最新刊)
 教科教授の實際案
 ◎著者多年の實際教授の経験と學理の研究とによりて理科教授の本領を闡明にし、徹底せる教材研究の下に、精練せる教授の實際案を紹介せるは本書の特色なりとす。
 第一編 理科教育の理論と解決
 第二章 理科教育の現代
 第三章 理科教育の現代
 第四章 理科教育の現代
 第五章 理科教育の現代
 第六章 理科教育の現代
 第七章 理科教育の現代
 第八章 理科教育の現代
 第九章 理科教育の現代

洋装 上製 美本
 總ク 六版 函入
 正價 金壹圓六拾錢
 送料 拾貳錢

發行所 東京市神田區猿樂町二番 教育研究會

目要の書本

- 第一章 圖畫科學習上 腦髓中樞部の作用
 第一節 視覚中樞部の作用
 第二節 書寫中樞部の作用
 第三節 腦髓中樞部の衛生法
 第二章 圖畫科學習上 眼の作用
 第一節 實物自然物の觀察
 甲 構成上の觀察
 乙 美的觀察
 第二節 畫手本の觀察
 第三節 描寫の監視
 第三章 圖畫科學習上 の作用
 第一節 鉛筆の持方及描き方
 第二節 毛筆の持方及描き方
- 第四章 各種の圖畫教授上の注意
 第一節 臨畫教授上の注意
 第二節 寫生畫教授上の注意
 第三節 記憶畫教授上の注意
 第四節 考案畫教授上の注意
 第五節 用器畫教授上の注意
 各學年に於ける教授の實際
 第一節 尋常科第一學年に於ける教材の説明及教
 第二節 尋常科第二學年に於ける教材の説明及教
- 第五章 尋常科第三學年に於ける教材の説明及教
 第六章 尋常科第四學年に於ける教材の説明及教
 第七章 尋常科第五學年に於ける教材の説明及教
 第八章 尋常科第六學年に於ける教材の説明及教

教案新定 中心畫帖 教授の實際案

洋裝 上製 美本
 挿繪 木版 數十個入
 正價 金九拾錢
 郵送料 金八錢

東京女子高等師範學校訓導兼助教 藤 五代策先生新著

◎今や我邦の圖畫教育は理論方面に付き討議する時機にあらずして特に教授上に起ちて彼等可憐なる兒童を如何に指導すべきかの實地問題研究の秋なりとす本書は著者が東京女子高等師範學校附屬小學校にありて既往十年間教授上に起ちて日々教授せし経験をば最簡明に記述せられし結晶なり。左に其の内容を掲げん。

發行所 東京市神田區猿樂町二番 教育研究會

教案中心各科新教授叢書

◎東京高等師範學校訓導 高橋喜藤治先生新著

(最近刊)

教案中心算術教授の實際案

洋裝上製總ク
ロース美本四
六版函入上製
正價金壹圓貳
拾錢送料八錢

由來算術教授は抽象的に流れ器械的に陥らんとする傾向あり、之が實績の擧らざる所以にして、本書は實に之が解決者たり。

本書の特色とする處は實驗に基きたる教材の整理と軌近の新思潮を汲める教授法の改良とにして、教材の取扱は直觀實測に立脚し、努めて具體的ならん事を期せり。更に實際家の討究せざるべからざる幾多の問題に論及し、加之各學年を通じて詳細な教授案を提出して參考資料とせり。

目概の内容

- | | |
|-------------|-----------|
| 第一篇 總論 | 第二章 尋常二學年 |
| 第一章 算術教授の目的 | 第三章 尋常三學年 |
| 第二章 教材の整理 | 第四章 尋常四學年 |
| 第三章 教材取扱の方針 | 第五章 尋常五學年 |
| 第二篇 教授の實際 | 第六章 尋常六學年 |
| 第一章 尋常一學年 | |

東京女子高等師範學校訓導兼助教 藤五代策先生編

新定畫帖應用畫集

四六判美本
尋常科一、二、三學年用
尋常科四、五、六學年用
尋常科四、五、六學年用
送料四錢

新定畫帖の教材數は總て二百九十課にして大凡通常の物體を網羅せりと雖それ以外に兒童の趣味に適せるもの幾百千種なるを知らず本書は實に其の要求に應せんがために著者が多年苦心して各學年各課の應用畫一千五百有餘を集めたるものなりされば兒童は之によりて練習し父兄は之によりて指導し教師は之によりて修養せば蓋し圖畫科の成績たるや駸々として進歩すべきを疑はず上圖は第五學年果物應用畫の一例たり。

□賞與品には本書を求められよ!!!

教育研究會

東京市神田區樂坂二丁目二番二號

發行所

教育研究會

東京市神田區樂坂二丁目二番二號

發行所

東京高等師範學校訓導 (心中案教)

小林佐源治先生新著

(大好評)

上下完成 洋裝美本各册 金九十錢 郵税八錢

讀み方教授の實際案

上巻の内容

第一編 總論

第一章 現今國語教授の趨勢

第二章 讀み方教授の目的

第三章 國語教授の養成

第四章 國語教授の養成

第五章 國語教授の養成

第六章 國語教授の養成

第七章 國語教授の養成

第八章 國語教授の養成

第九章 國語教授の養成

第十章 國語教授の養成

第十一章 國語教授の養成

第十二章 國語教授の養成

第十三章 國語教授の養成

第十四章 國語教授の養成

第十五章 國語教授の養成

第十六章 國語教授の養成

第十七章 國語教授の養成

第十八章 國語教授の養成

第十九章 國語教授の養成

第二十章 國語教授の養成

第二編 餘論

第一章 讀み方教授の養成

第二章 讀み方教授の養成

第三章 讀み方教授の養成

第四章 讀み方教授の養成

第五章 讀み方教授の養成

第六章 讀み方教授の養成

第七章 讀み方教授の養成

第八章 讀み方教授の養成

第九章 讀み方教授の養成

第十章 讀み方教授の養成

第十一章 讀み方教授の養成

第十二章 讀み方教授の養成

第十三章 讀み方教授の養成

第十四章 讀み方教授の養成

第十五章 讀み方教授の養成

第十六章 讀み方教授の養成

第十七章 讀み方教授の養成

第十八章 讀み方教授の養成

第十九章 讀み方教授の養成

第二十章 讀み方教授の養成

第三編 餘論

第一章 讀み方教授の養成

第二章 讀み方教授の養成

第三章 讀み方教授の養成

第四章 讀み方教授の養成

第五章 讀み方教授の養成

第六章 讀み方教授の養成

第七章 讀み方教授の養成

第八章 讀み方教授の養成

第九章 讀み方教授の養成

第十章 讀み方教授の養成

第十一章 讀み方教授の養成

第十二章 讀み方教授の養成

第十三章 讀み方教授の養成

第十四章 讀み方教授の養成

第十五章 讀み方教授の養成

第十六章 讀み方教授の養成

第十七章 讀み方教授の養成

第十八章 讀み方教授の養成

第十九章 讀み方教授の養成

第二十章 讀み方教授の養成

發行所

東京市神田區猿樂町二ノ二番

下巻の内容

第一編 總論

第一章 現今國語教授の趨勢

第二章 讀み方教授の目的

第三章 國語教授の養成

第四章 國語教授の養成

第五章 國語教授の養成

第六章 國語教授の養成

第七章 國語教授の養成

第八章 國語教授の養成

第九章 國語教授の養成

第十章 國語教授の養成

第十一章 國語教授の養成

第十二章 國語教授の養成

第十三章 國語教授の養成

第十四章 國語教授の養成

第十五章 國語教授の養成

第十六章 國語教授の養成

第十七章 國語教授の養成

第十八章 國語教授の養成

第十九章 國語教授の養成

第二十章 國語教授の養成

第二編 餘論

第一章 讀み方教授の養成

第二章 讀み方教授の養成

第三章 讀み方教授の養成

第四章 讀み方教授の養成

第五章 讀み方教授の養成

第六章 讀み方教授の養成

第七章 讀み方教授の養成

第八章 讀み方教授の養成

第九章 讀み方教授の養成

第十章 讀み方教授の養成

第十一章 讀み方教授の養成

第十二章 讀み方教授の養成

第十三章 讀み方教授の養成

第十四章 讀み方教授の養成

第十五章 讀み方教授の養成

第十六章 讀み方教授の養成

第十七章 讀み方教授の養成

第十八章 讀み方教授の養成

第十九章 讀み方教授の養成

第二十章 讀み方教授の養成

第三編 餘論

第一章 讀み方教授の養成

第二章 讀み方教授の養成

第三章 讀み方教授の養成

第四章 讀み方教授の養成

第五章 讀み方教授の養成

第六章 讀み方教授の養成

第七章 讀み方教授の養成

第八章 讀み方教授の養成

第九章 讀み方教授の養成

第十章 讀み方教授の養成

第十一章 讀み方教授の養成

第十二章 讀み方教授の養成

第十三章 讀み方教授の養成

第十四章 讀み方教授の養成

第十五章 讀み方教授の養成

第十六章 讀み方教授の養成

第十七章 讀み方教授の養成

第十八章 讀み方教授の養成

第十九章 讀み方教授の養成

第二十章 讀み方教授の養成

教育研究會

教案中心 各科新教授叢書

東京高等師範學校訓導 阿部 潔先生新著 (上下完成)

教案中心 修身教授の實際案

上卷 一、二、三年 下卷 四、五、六年用

洋裝上製總ク
ロース美本
四六版函入
正價金九拾錢
送料八錢

■國定修身書出で、茲に七年その間、吾人は教材の變化、教育思潮の趨向、教授法の改良等、實際家の討究せざるべからざる幾多の問題に接したり、此所に於てか、本書は此等の問題を集めて實際家の要求を充さんとして生れ、各學年各課全部に亘り、詳密なる教授實際案をあげると同時に、最新教授法の新研究を述べたり。故に題して「教案中心修身教授の實際案」となす。

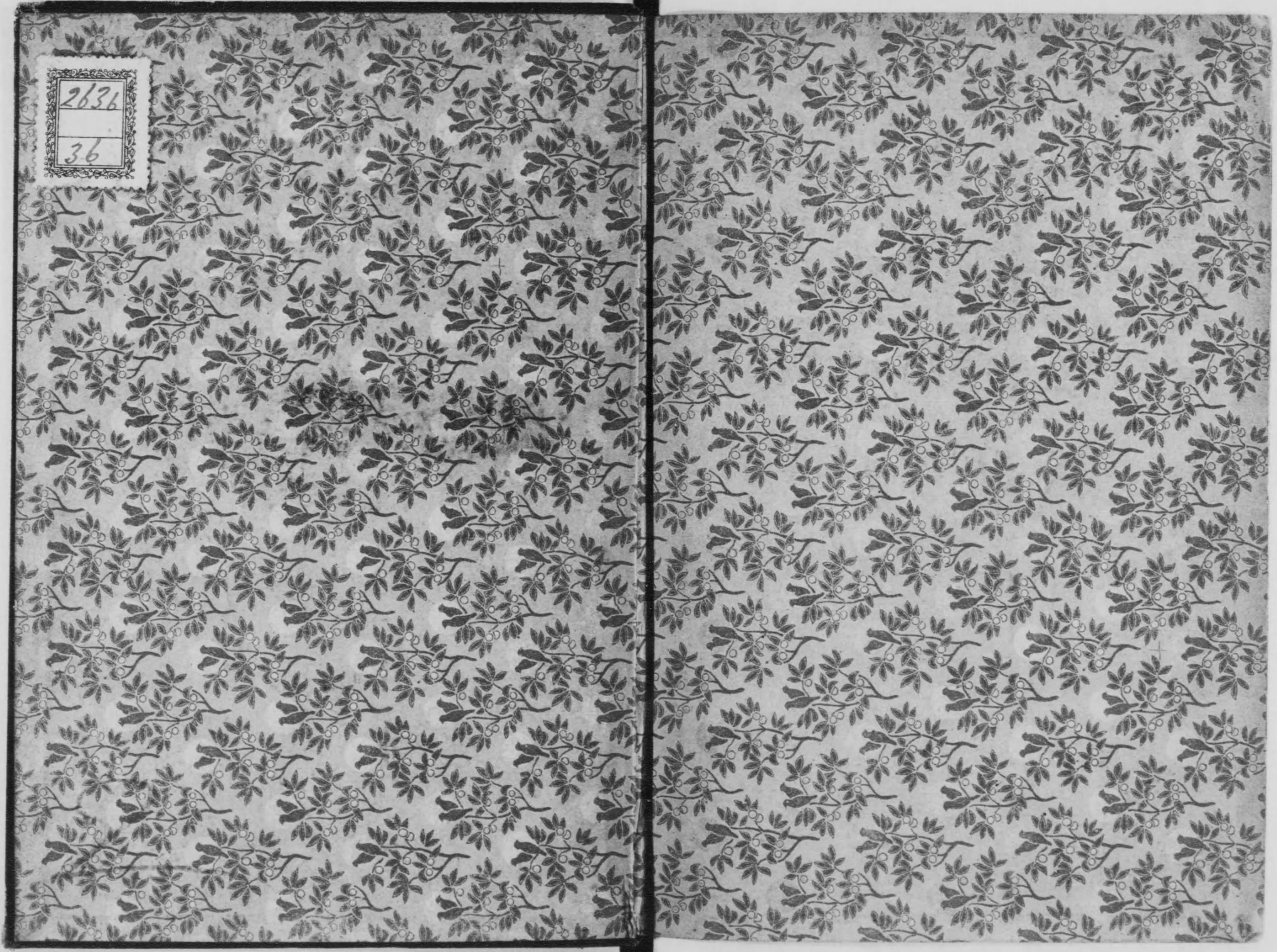
■本書内容の如何に清新にして着實なるかは著者の教育的手腕と要目とを見て之を知られよ。

發行所

東京市神田區
市口座
神田區
區東
樂座
町壹
二番
二番

教育研究會

2636
36



終

